

平成26年度に係る定期監査の結果に対する措置状況

第1 監査結果の報告

平成26年度に係る定期監査の結果については、平成27年5月15日、7月14日及び9月1日に議会、知事、関係のある委員会等に報告（北海道公報第2683号、第2700号、第2714号で公表）した。

なお、報告に当たっては、定期監査結果のほか、必要があるとして行った随時監査の結果も併せて報告したことから、次の監査の結果に基づき講じた措置には随時監査の結果に基づき講じた措置も含めている。

第2 監査の結果に基づき講じた措置

1 一般会計及び特別会計

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
1 不適切な会計処理等を行っていたもの	
<p>《指摘事項》</p> <p>(1) 物品購入、役務の提供等に係る代金について、平成23年度から平成25年度までの期間に、契約の相手方から提出された請求書によらず職員が作成した請求書などにより支出しているものが、52件、587万6,368円、私費により支払っているものが、4件、2万615円、計56件、589万6,983円の不適切な事務処理があった。</p> <p>この不適切な事務処理は、平成25年度定期監査においても、62件、447万2,642円判明しており、既に部局に対し是正、改善を求めたものであるが、本件は、それ以外に判明したもので、不適切な事務処理の合計は、118件、1,036万9,625円である。（総務部）</p>	<p>物品購入、役務の提供等に係る支出に当たっては、契約締結分などの定期的な支払分及び物品購入等の随時支払発生分ごとに業務実施及び購入月日等を記載・入力する「支出等状況一覧表」を作成し、支払漏れ等が発生しないよう状況把握するとともに、決裁権者を含む担当者以外の者も確認できるよう月毎又は必要の都度所属内で回付することとし、また、相手方から受理する請求書については、請求月日の記載を依頼するなど、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(2) 精神障害者保健福祉手帳の交付申請に係る事務処理について、診断書記載内容の疑義照会に係る事務処理を怠ったため、手帳の交付が大幅に遅延し、この期間において受けることができなかった福祉施策に応じた当該申請者の損害に対し、賠償金として、9件、3万8,518円の支出があった。（保健福祉部）</p>	<p>精神障害者保健福祉手帳の交付申請に係る事務処理については、交付が遅延することのないよう適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、複数職員での業務管理体制を確保し、保健所と精神保健福祉センター（判定機関）との進捗状況に係る連絡体制を強化するため「精神保健福祉関係事務取扱要領」を平成25年7月に改正し、毎年度実施している保健所及び市町村職員を対象とした研修において、事務取扱要領に定める事務処理の徹底について周知しています。</p>
<p>(3) 漁港使用料において、使用中止に伴う使用料の還付請求があったにもかかわらず、事務手続きを怠り、決定書を作成せず私費で支払っているものが、1件、2万400円、支払いが遅延しているものが、1件、3万2,228円あった。</p> <p>さらに、それらについては、還付請求書等</p>	<p>漁港使用料の還付に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>漁港使用料還付請求など各種申請書の收受登録や電話照会に対する対応状況など電話受理簿の作成が徹底されておらず、当該請求の処理状況等を管理、監督</p>

<p>を紛失していた。（オホーツク総合振興局）</p>	<p>できなかったことから、今後は收受登録などの徹底と未処理收受文書一覧による監視により、再発防止を行うとともに、事務処理業務が一人に集中し、遅滞が発生しないよう、作業分担の調整を行うなど、徹底します。</p>												
<p>(4) 報償費の執行において、会議等の出席委員に対する謝金等の支出手続きを失念し、平成25年度予算で支出すべきところを平成26年度予算で支出しているものが、6件、6万円あった。</p> <p>また、委員から提出された委員就任の承諾・承認書や口座振替申出書の提出年月日欄に、実際に提出された日と異なる提出年月日を記載した上、收受印についても事実と異なる日付を押印していたほか、委員に対する旅費について、旅費請求書の請求月日欄に、事実と異なる請求月日を記載するなど不適切な事務処理を行っていた。</p> <p>さらに、教育庁担当課からの決算関係に係る照会に対し、謝金等の支出手続きが未了であったにもかかわらず、虚偽の書類を作成して提出し、支出手続きが完了している旨の報告をしていた。（根室教育局）</p>	<p>報償費等の事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>												
<p>(5) 就学奨励費の取扱いにおいて、過払いとなった金額を返納させる場合は、戻入命令書により戻入を決定し、返納人に通知の上、支出した経費に戻入しなければならないが、平成24年度において、これらの手続を経ずに、回収した過払金を長期間放置しているものが、1件、4万1,470円あった。（拓北養護学校）</p>	<p>過払いとなった就学奨励費の返納に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、管理職による事務処理状況の確認など内部牽制の徹底を図り、適正な事務処理に努めます。</p>												
<p>(6) 物品購入の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約し、私費で支払っているものが、1件、2,000円あった。（上川総合振興局）</p>	<p>物品の購入契約を行うに当たっては、その内容を明らかにした決定書の事前作成を徹底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>												
<p>(7) 物品購入、少額工事等の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、平成22年度から平成26年度までの期間において、これを行わずに契約し、私費で支払っているものが、18件、72万7,860円、決定書の作成は行っているものの、私費で支払っているものが、9件、6万1,470円、また、旅費の支給において、私費で支払っているものなどが、1件、8万3,600円、4部局で計28件、87万2,930円あった。</p> <table border="1" data-bbox="263 1960 853 2094"> <thead> <tr> <th>(部局名)</th> <th>(事項数)</th> <th>(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・帯広農業高等学校</td> <td>13件</td> <td>510,090円</td> </tr> <tr> <td>・拓北養護学校</td> <td>3件</td> <td>210,000円</td> </tr> <tr> <td>・鶴川高等学校</td> <td>11件</td> <td>150,320円</td> </tr> </tbody> </table>	(部局名)	(事項数)	(金額)	・帯広農業高等学校	13件	510,090円	・拓北養護学校	3件	210,000円	・鶴川高等学校	11件	150,320円	<p>物品購入、少額工事等の契約に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、契約事務の進捗状況の確認など内部牽制の徹底を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
(部局名)	(事項数)	(金額)											
・帯広農業高等学校	13件	510,090円											
・拓北養護学校	3件	210,000円											
・鶴川高等学校	11件	150,320円											

<p>・中標津高等学校 1件 2,520円</p>	
<p>(8) 会議等への出席に伴う旅行において、公共交通機関を利用する旅行命令であるにもかかわらず、私事旅行中の職員が運転する私有車両に同乗して旅行し、旅費を不正に受給しているものが、1件、1万4,980円あった。 (興部警察署)</p>	<p>旅費の支給に当たっては、交通手段等を記載した関係書類により、旅行実態を十分確認するとともに、適正な執行について職員に周知を図るなど、再発防止に努めます。</p>
<p>2 収入確保の視点から是正又は改善を求めたもの</p>	
<p>《指摘事項》 収入未済額が1億円以上となっているもの 【道税収入】 道税収入においては、「道税確保特別対策本部」を設置し収入確保に取り組んでおり、特に個人道民税、自動車税を重点税目とし、個人道民税については、道と市町村による共同催告の実施や共同訪問徴収、市町村から嘱託を受けた徴収金の滞納処分などの実施、自動車税については、幹部職員による企業訪問、コンビニ納税、預貯金・給与・動産等の差押えの実施など徴収対策の強化に努め、さらには、インターネット公売の活用や市町村との合同公売会を開催するなどしたこともあり、道税全体の収入未済額は減少したところであるが、依然として、その額は多額となっている状況にある。 道税は、自主財源の根幹であり、税収確保はもとより、公平な税負担を求めることは極めて重要であることから、これまで以上に、自主納税の促進と滞納の実態に応じた、適切かつ効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。 (総務部)</p>	<p>道税収入については、特に収入未済額が多額となっている個人道民税と自動車税について、重点的に徴収強化を図るなどして、道税収入の確保に努めます。 具体的には、個人道民税については、特別徴収の指定に向けた取組の推進をはじめ、市町村への道職員の派遣、道と市町村による共同催告の実施や共同徴収の強化のほか、徴収嘱託の対象市町村を拡大して取り組むなど、市町村との連携に一層努めます。 また、自動車税については、納税催告を効率的に行うほか、預貯金や給与等の差押えを徹底するとともに、高額・悪質な滞納者に対する滞納処分を一層強化するなど、厳正な姿勢で滞納整理に取り組めます。 また、新たな収入未済の発生防止についても、引き続き、道税広報の充実強化を図るほか、平成27年度からはインターネットを利用したクレジットカード納税を導入するなど、納期内納税の推進に努めます。</p>
<p>【税外諸収入】 (1) 母子福祉資金貸付金収入等 母子・寡婦・遺児・看護職員等に対する貸付金の返済に係る収入及び児童保護措置費徴収金などについては、依然として収入未済額が多額となっており、特に一部の収入金においては督促が遅延しているものや文書や電話等による催告を行っていないもの、催告等の処理経過を整理するための滞納整理票を作成していないものなど滞納整理事務が十分に行われているとは認められないことから、滞納の実態に応じた適切な措置を講じるなど、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。 (保健福祉部)</p>	<p>母子福祉貸付金等については、過年度未収金の一部について外部委託を実施するなどの取組を進めてきたところですが、収入未済額が多額であることから、徴収強化月間を設けての滞納者への督促、戸別訪問、口座振替による納入の推進や支払能力に応じた分割納入の措置、連帯保証人等を含めた滞納者の周辺調査などの取組を強化するとともに、総合振興局及び振興局の担当職員に対して事務指導や改善に向けた意見交換などを行うなどして、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止に努めます。</p>
<p>(2) 中小企業高度化資金貸付金収入等</p>	

<p>中小企業高度化資金貸付金等に係る貸付金収入等については、未収金の管理回収業務を債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。</p> <p>(経済部)</p>	<p>中小企業高度化資金貸付金等に係る収入未済については、従来の収入の確保の取組に加え、平成21年度から、債権管理回収業務を専門的知識やノウハウを有する債権回収会社に委託し、収入未済の解消に努めているところです。</p> <p>また、新規貸付に際しては、連帯保証意思の確認のための本人面談や契約の公正証書化を行い、延滞先以外の貸付先についても、新たな収入未済の発生を防ぐため、経営診断や専門的なアドバイザーの派遣による経営改善に向けた助言を行うなどの取組を積極的に推進しているところです。</p> <p>今後とも関係団体などとの連携を密にして、なお一層の収入の確保と新たな収入未済の発生防止に努めます。</p>
<p>(3) 林業・木材産業改善資金貸付金収入等</p> <p>林業・木材産業改善資金等に係る貸付金収入等については、未収金の回収業務を債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。</p> <p>(水産林務部)</p>	<p>林業・木材産業改善資金の収入未済額については、平成20年4月に策定した「林業・木材産業改善資金債権保全等に係る事務取扱要領」により、滞納者の状況を滞納の実態に応じて7区分に類型化し、区分毎の対応方針を決めて、集中的に直接訪問による催告や文書催告等を行うとともに、貸付審査基準の強化により、新たな収入未済の発生の抑制を図る等の取組を行っているところです。</p> <p>また、平成25年度から回収業務の一部を債権回収会社に委託しており、なお一層の収入未済額の解消に努めます。</p> <p>特用林産物振興資金貸付金の収入未済額については引き続き、面談や文書、電話による催告を行うなど、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入の確保に努めます。</p>
<p>(4) 道営住宅使用料収入等</p> <p>道営住宅使用料、堤塘使用料などについては、収納強化月間を設定して行う訪問徴収、退去者に係る未収金収納業務の外部委託、滞納整理事務に係る研修会の開催などの徴収対策に努めたことから、収入未済額が減少しているところであるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。</p> <p>(建設部)</p>	<p>道営住宅使用料等の収入未済額については、電話による納付の奨励や督促・催告状による指導を徹底することにより、特に現年度分使用料の収納確保を図るほか、夜間臨戸訪問や滞納者の勤務先訪問等による納付指導を重点的に実施する収納強化月間を設けるなど収納強化、収入未済額の縮減を図っています。</p> <p>また、高額・悪質滞納者に対しては、住宅明渡請求訴訟等の法的措置により、滞納の実態に応じた適切な措置を講じることとしています。さらに、退去後の所在が不明なため、収納が困難となっている退去者に係る家賃等の収納業務を、民間の債権管理回収会社に委託するなど、過年度分の収入未済額の縮減を図るほ</p>

	<p>か、道営住宅、駐車場の使用権原喪失等に伴う不法占有により発生する損害金についても、回収に向けた取組を強化しています。</p> <p>このほか、生活保護受給者に対する代理納付の実施や口座振替の利用促進なども盛り込んだ収納強化実施計画を策定し、総合振興局及び振興局や指定管理者を招集する各種会議等を通じて周知徹底を図るほか、職員の法的知識や応接技術の向上を目的とした滞納整理研修会を開催するなどの取り組みにより、収納率は平成18年度以降年々上昇しており収入未済額についても、最大で約7億5千万円（H19年度）あったものが、平成26年度末時点で約6億1千万円まで縮減しているところです。</p> <p>しかしながら、依然として多額の収入未済があることから、これまでの取組を継続的に行うことに加え、新たに債権回収業務を弁護士に委託するなど、収入未済額の縮減に努めます。</p>
<p>(5) 公立高等学校奨学資金貸付金収入等</p> <p>公立高等学校奨学資金貸付金収入等については、滞納整理方針等を策定し文書催告など収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、返済等の意思のない未納者に対して支払督促等の申立てを検討するなど、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。（教育庁）</p>	<p>公立高等学校奨学資金貸付金収入等については、滞納の実態に応じた対応方針を嘱託弁護士に相談し、保証人への請求及び法的手続きの検討など収納促進の取組を行い、収入未済の解消と新たな収入未済の発生防止に努めます。</p> <p>また、高等学校授業料収入については、家庭訪問による滞納者の現状把握を進め、面談により実情に応じた「授業料滞納確認書・納付計画書」の提出を求めるなど、更なる収入の確保に努めます。</p>
<p>(6) 放置違反金収入</p> <p>放置違反金の収入未済については、電話、戸別訪問などによる催告のほか、預貯金や給与の差押えなどの滞納処分を積極的に実施するとともに、担当職員の休日出勤による催告の実施など徴収体制の強化に取り組んでおり、収入未済額は減少したところであるが、依然としてその額は多額となっているので、今後とも、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。（警察本部）</p>	<p>放置違反金収入については、従前からの取組のほか、住民基本台帳ネットワークサービスを活用した滞納処分の迅速化も進めたところですが、財産調査の徹底と預貯金や給与などの差押え強化、柔軟な勤務態勢による滞納処分の迅速化や分納による自主納付の促進など、滞納の実態に応じた適切な措置を講じて、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止に努めます。</p>
<p>《指導事項》 収入未済額が1,000万円以上となっているもの 【税外諸収入】 農業改良資金貸付金収入等 農業改良資金貸付金収入については、借受者や連帯保証人から分割納付させるなど、滞納整理に取り組んでいるが、依然として収入未済額</p>	<p>農業改良資金貸付金収入等の収入未済については、借受者や連帯保証人に対し、訪問や文書等による催告や現状のヒアリ</p>

<p>が多額となっているので、引き続き、収入未済額の解消に向けた取組を進める必要がある。 (農政部)</p>	<p>ングのほか、不動産等の資力調査などを実施していますが、引き続き、収入未済の解消に向け関係機関と連携を取りながら、借受者の現状を踏まえた文書や訪問等による効果的な催促などにより、収入の確保に努めます。</p>
<p>3 経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めたもの</p>	
<p>(1) 支出に係る事項</p>	
<p>ア 需用費</p>	
<p>《指摘事項》 需用費の執行において、契約事務等で使用する設計書ファイルの印刷は、在庫管理を適切に行い、一定期間分を取りまとめるなど、計画的に発注することにより、より安価な価格で契約することが可能であったが、特段の理由もなく分割して発注したことから、不経済な支出となっているものが、1件、10万2,600円相当であった。 (留萌振興局)</p>	<p>設計書ファイルの印刷発注に当たっては、年間使用量の把握、在庫管理を徹底の上、計画的な発注を行い、適切な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 (7) 財務会計トータルシステムで出力する支出命令書等の支出証拠書類に使用する用紙について、総務課が書類を探しやすくするため、特定の部局にそれぞれ色の異なるカラーコピー用紙を購入させ使用させているが、全庁的に支出証拠書類の用紙は、白色のコピー用紙が使用されており、また、カラーコピー用紙を使用することにより、白色のコピー用紙に比べ4倍以上の経費を要するにもかかわらず、用紙の購入について、経費節減に向けた検討を十分に行わず購入を継続させていた。 (上川総合振興局)</p>	<p>当面、財務会計トータルシステムで使用するカラーコピー用紙の購入を中止するとともに、今後、書類の仕区分分に当たっては各種方法を考え、その中から費用対効果も含めて、より経済的及び効率的な取組となるよう努めます。</p>
<p>(4) 印刷製本費の執行において、出席簿等の作成を外部に発注しているが、発注に当たり自主作成が可能かどうか十分に検討していないことから、発注の必要性を含め、その作成が経済的かつ効率的なものとなるよう見直す必要がある。 (岩内高等学校、砂川高等学校、栗山高等学校、札幌東商業高等学校、釧路東高等学校、札幌北高等学校、釧路商業高等学校)</p>	<p>印刷製本費の執行に当たっては、外部発注の必要性を十分に検討します。</p>
<p>(9) 電気料金の支払において、早収期限内の支払を怠り、翌月に遅収加算額が加算されたため、不経済な支払となっているものが、1件、1万647円あった。 (障害者職業能力開発校)</p>	<p>電気料金の支払に当たっては、早収期限を十分確認の上、不経済な支払とならないよう、適切な事務処理に努めます。</p>

<p>《検討事項》 印刷物の製造契約において、道立高等学校入学選抜に係る入学願書等用紙については、各学校で印刷を外部発注しているが、印刷物仕様書は、全日制課程での学力検査の期日、教科及び時間等の記載が全道統一の設定であることなどにより、各学校で同様の仕様書が多数見受けられる状況にある。 このため、仕様書の統一が可能な学校については、契約事務の負担軽減と経済性を考慮して教育庁で一括発注するなど、印刷物の発注方法について検討する必要がある。（教育庁）</p>	<p>入学願書等用紙の印刷に当たっては、仕様書の統一が可能な学校について、教育庁で一括発注しました。</p>
<p>イ 使用料及び賃借料</p>	
<p>《指導事項》 使用料及び賃借料の執行において、体育館の塵芥・埃等を除去するため、清掃用具を賃借しているが、学院生のいない長期休業期間中に賃借したため、不経済な支出となっているものが、1件、9,072円あった。 （函館高等技術専門学院）</p>	<p>使用料及び賃借料の執行に当たっては、その必要性を十分確認し、不経済な支出とならないよう、適切な事務処理に努めます。</p>
<p>(2) 契約に係る事項</p>	
<p>委託契約</p>	
<p>《指導事項》 庁舎警備業務委託の執行において、職員の始業時刻前に清掃業務委託業者が庁舎を清掃したり、終業時刻後に学生が自習等で庁舎を使用することに対応するため、職員不在時における庁舎の解錠・施錠や機械警備の終了・開始操作等を行うことを目的として有人警備を実施している。 しかし、有人警備の開始前に職員が登庁していたり、有人警備の終了後も職員が在庁していることが多く、機械警備の終了・開始操作の8割以上を職員が行っている実態があること、職員登庁前の解錠や機械警備の終了操作については、清掃業務委託業者の業務内容に含めることが可能であること、また、職員退庁後の施錠や機械警備の開始操作については、放課後等における学生の庁舎使用に関して事前承認を必要としており、職員が立ち会う場合もあることなどを踏まえて、有人警備業務の必要性を含め経済的かつ効率的な警備業務の執行になるよう見直す必要がある。（旭川高等看護学院）</p>	<p>庁舎警備業務委託については、平成27年度から有人警備を廃止し、機械警備業務のみを委託しました。</p>
<p>(3) 財産に係る事項</p>	
<p>公有財産</p>	
<p>《指導事項》 庁舎や公宅の跡地などの未利用地のうち、利</p>	<p>未利用地のうち、利用見込みのない土</p>

<p>用見込みのない土地については、所在する市町村に対して購入の意思を確認するとともに、大規模面地を戸建用に分筆した売却や建物付き売却などに取り組んでいるが、さらに売却等の処分の促進を図る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度処分面積 513,220㎡ ・平成27年3月末未利用地面積 2,704,819㎡ <p style="text-align: right;">(総務部)</p>	<p>地については、これまで民間有識者等からの意見を踏まえ、ホームページでの未利用地情報の掲載や不動産業者等への情報提供を行うとともに、建物付き売却促進などを行ってきたところです。</p> <p>今後も引き続き、効果的な売却推進策を執り進めるとともに、より購買者ニーズに即した情報提供に努め、遊休資産の処分促進に努めます。</p>
<p>(4) 工事（技術）に係る事項</p>	
<p>ア 設計</p>	
<p>《指導事項》 (7) 用水路設置工事において、仮設道路の設計に当たり、その全延長にわたって作業ヤードのほか、資材置場等のスペースを土砂掘削により確保する設計としていたが、資材置場等を工事に必要な最小限の範囲とすることで、土工量を縮減することが可能なため、設計金額が過大となっていた。 (日高振興局)</p>	<p>工事に係る仮設工の設計に当たっては、現場状況、経済性を勘案した設計となるよう、関係職員を指導し、適切な設計に努めます。</p>
<p>(4) 学校体育館新築工事において、鉄骨資材の組立作業に当たり、200トン吊りクレーンを使用することとして積算していたが、現場は130トン吊りクレーンなどにより施工しており、施工方法について十分検討することで経済的な積算が可能であったことから、設計金額が過大となっていた。 (建設部)</p>	<p>工事の設計に当たっては、積算要領に定めのないクレーンを選定する場合において、現場条件を踏まえた施工方法について、十分検討するよう関係職員を指導し、適切な設計に努めます。</p>
<p>(4) 道路改良工事において、歩道部の防護柵を設置するに当たり、橋梁から接続する擁壁部の歩道で、歩行者等が転落する危険がある場合には、転落防止用の柵を設置する必要があるが、一部の区間において、これを設置しておらず、歩行者等の安全な通行への配慮が不十分であった。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>防護柵の設計に当たっては、現況施設の強化を目的とした工事であっても、設計基準等を遵守し、歩行者等の転落防止に必要な設置区間とするよう関係職員を指導し、柔軟な視点での設計に努めます。</p>
<p>イ 施工</p>	
<p>《指導事項》 治山工事において、谷止工の施工に使用する足場の設置に当たり、足場から資材等の落下により、作業員に危険を及ぼすおそれがあるときは、高さ10cm以上の幅木等を設置しなければならないが、これを行っておらず、足場の安全管理が適切でなかった。 (渡島総合振興局)</p>	<p>今回の指導とされた事項は、受注者の認識不足が原因と考え、管内業者に対し、森林室長名で足場の作業床からの墜落防止措置の徹底について通知文を送付しました。</p>
<p>4 法規性の視点から是正又は改善を求めたもの</p>	
<p>(1) 予算に係る事項</p>	
<p>《指摘事項》 ア 業務の委託に係る契約を締結しようとする</p>	<p>契約の締結に当たっては、関係法令等</p>

<p>ときは、契約金額に見合う歳出予算の配当を受けていなければならないが、予算配当がない年度開始前に契約締結決定を行っているものが、1件、1,770万8,544円あった。 (経済部)</p>	<p>を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>イ パーソナルコンピュータ賃貸借契約において、契約を締結しようとするときは、契約金額に見合う歳出予算の配当を受けていなければならないが、予算配当がない年度開始前に契約を締結しているものが、1件、36万2,880円あった。 (札幌高等技術専門学院)</p>	<p>契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 前渡資金による私費立替金の支払について、新年度予算で執行すべきところを、旧年度予算で執行しているものが、12件、4万6,616円あった。 (胆振総合振興局)</p>	<p>前渡資金による私費立替金の支払に当たっては、担当職員に対して資金前渡の関係規則、通知等の周知の徹底を図り、適正な事務処理に努めます。 なお、平成26年度予算で執行したものについては、納入通知書により該当職員から返納させ、平成27年度の雑収入とし、改めて、12件、4万6,616円を平成27年度予算で執行しました。</p>
<p>(2) 収入に係る事項</p>	
<p>《指摘事項》 ア 心身障害者扶養共済掛金収入について、納入義務者が納期限までに掛金を完納しないときは、納期限後30日以内に督促状により期限を指定して督促しなければならないが、これを超えて督促しているものがあった。 また、督促は掛金の納期限ごとに行わなければならないが、複数の月分をまとめて行っていた。 さらに、滞納者ごとの滞納額の把握を適切に行っていなかったことなどから、平成26年度において、平成24年度以前に係る滞納者に対し文書や電話等による催告を行わず、また、不納欠損処理などの滞納整理事務も行っていなかった。 (保健福祉部)</p>	<p>心身障害者扶養共済掛金収入の督促に当たっては、徴収事務取扱要綱に基づき、納期限後30日以内に督促するよう、適正な事務処理に努めます。 また、滞納者ごとの滞納額の把握を適切に行うとともに、滞納者に対して、文書や電話等による催告を行うことで、未収金の圧縮及び不納欠損処理などの滞納整理を進めます。</p>
<p>イ 水産業改良普及指導受託事業収入については、納入通知書を発した日の属する年度の収入としなければならないが、平成27年度に納入通知書を発したにもかかわらず、平成26年度の収入としているものが、1件、147万8,841円あった。 (水産林務部)</p>	<p>水産業改良普及指導受託事業収入に当たっては、関係法令等を遵守し、会計年度所属区分を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>ウ 収入取扱員が現金を領収したときは、原則として現金領収の日又はその翌日に、領収金額が1万円未満のときは、最初の現金領収の日から起算して5日以内に指定金融機関等に払い込まなければならないが、その期間を超えて払い込んでいるものが、3件、6万9,300</p>	<p>収入取扱員の収納事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>円あった。 (中標津高等学校)</p>	
<p>《指導事項》 ア 生活保護費返還金等の滞納整理に当たっては、納入義務者が督促状の指定期限までに完納しないときは、文書、電話等による催告を行わなければならないが、平成26年度において、これを行っていなかった。 (渡島総合振興局)</p>	<p>生活保護費返還金等の滞納整理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、生活保護費返還金については、文書等による催告を年2回実施する等の取組を強化することとし、児童施設保護費徴収金については、滞納整理票を整備し文書による催告を行いました。</p>
<p>イ 児童保護措置費徴収金の滞納整理に当たっては、納入義務者が督促状の指定期限までに完納しないときは、文書や電話等による催告を行わなければならないが、平成26年度において、これを行っていなかった。 (胆振総合振興局)</p>	<p>児童保護措置費徴収金の滞納整理に当たっては、関係法令等を遵守し、滞納整理の適正化に努めます。</p>
<p>ウ 生徒の実習により生産した物品を売り払う場合において、売払代金に係る納入の通知を口頭により行うときは、売払代金を収入取扱員に即納させることとなるが、これを行わず、売払代金の領収までに長期間を要しているものが、1件、1万1,673円あった。 (倶知安農業高等学校)</p>	<p>生徒の実習により生産した物品の売払いに当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>エ 収入取扱員が、1万円以上の現金を領収したときは、現金領収の日又はその翌日に指定金融機関等に払い込まなければならないが、その期間を超えて払い込んでいるものが、1件、1万470円あった。 (上川総合振興局)</p>	<p>現金徴収に係る収納事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>オ 収入取扱員が、1万円以上の現金を領収したときは、現金領収の日又はその翌日に指定金融機関等に払い込まなければならないが、その期間を超えて払い込んでいるものが、2部局で2件、4万1,155円あった。 (部局名) (事項数) (金額) ・西 警 察 署 1件 26,155円 ・帯 広 警 察 署 1件 15,000円</p>	<p>現金徴収に係る収納事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>カ 歳入を徴収する場合は、調定の遅延や調定漏れによって、納入義務者の納入が遅延することのないよう留意しなければならないが、第一種普通財産の使用承認に伴う土地貸付料の徴収において、調定が遅延しているものがあった。 (総務部)</p>	<p>第一種普通財産の使用承認に伴う土地貸付料の徴収については、遅延のないよう承認後、速やかに調定を行うよう努めます。</p>
<p>キ 看護職員等修学資金貸付金収入について、納入義務者が納期限までに収入金を完納しないときは、納期限後30日以内に督促状により期限を指定して督促しなければならないが、これを超えて督促しているものがあった。 (保健福祉部)</p>	<p>滞納者に対する督促状の発付に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>ク 看護学院授業料について、授業料改定に係る在学生に対する経過措置を適用しなかったため過誤納金が発生したが、長期間にわたりこのことが認識されず、還付が遅延していた。 (紋別高等看護学院)</p>	<p>授業料の徴収事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、過誤納金については、還付の処理をしました。</p>
<p>ケ 収入証紙の取扱いについて、部局長は、その所掌する事務に係る収入証紙の取扱状況を検査しなければならないが、これを行っていません。 (宗谷総合振興局)</p>	<p>収入証紙の取扱状況の検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(3) 支出に係る事項</p>	
<p>ア 職員手当等</p>	
<p>《指摘事項》 単身赴任手当の支給において、職員の住居から配偶者の住居までの間の交通経路の認定を誤り加算額を支給したことから、過払いとなっているものが、1名分、6万6,000円あった。 (総務部)</p>	<p>単身赴任手当の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、必要な情報の把握を行い、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分については、返納の処理をしました。</p>
<p>《指導事項》 (7) 通勤手当の支給において、徒歩により通勤する場合や、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しない場合には手当を支給することはできないが、これを支給したことから過払いとなっているものが、2名分、1万2,600円あった。 (北見方面本部)</p>	<p>通勤手当の支給に当たっては、通勤実態を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分については、返納の処理をしました。</p>
<p>(4) 保護指導員の報酬について、保護指導員が研修を受講したときは、日勤1日として報酬を支給することとされているが、研修を受講していない日に報酬を支給したことから、過払いとなっているものが、1件、9,845円あった。 (渡島総合振興局)</p>	<p>保護指導員の報酬の支給に当たっては、勤務実績と出勤簿との照合を確実にし、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分については、返納の処理をしました。</p>
<p>(7) 特殊勤務手当の支給において、教育業務連絡指導手当については、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に従事したときに支給することとなるが、支給要件の適用を誤ったことから、過払いとなっているものが、18名分、6,000円あった。 (教育庁)</p>	<p>特殊勤務手当の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分については、返納の処理をしました。</p>
<p>イ 旅費</p>	
<p>《指摘事項》 旅費の支給において、支出に係る事務処理を適切に行わなかったことから、未支給となっているものが、2名分、9万3,780円あった。 (農政部)</p>	<p>旅費の支給に当たっては、旅行後、必要な書類を添付した旅費請求書を速やかに提出するとともに、通帳記帳等により支給事実の確認を行うよう、所属職員に周知しました。 なお、未支給分については、支給しま</p>

	した。
<p>《指導事項》</p> <p>(7) 旅費の支給において、旅行の最終日の帰着が午前4時以前であると旅行命令権者が認める旅行にあつては、最終日の前日に係る宿泊料を支給しないこととされているが、誤ってこれを支給したことから、過払いとなっているものが、2件、1万9,600円あった。 (根室振興局)</p>	<p>旅費の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分については、返納しました。</p>
<p>(4) 児童生徒引率用務に係る旅費の支給において、概算払された旅費の精算をするときは、旅費請求書に現に支払った額を証明する書類として、旅行代理店等が発行する個人ごとの領収書又は支払証明書を添付することとされており、これらが得られないときは、学校全体の領収書等に学校長が証明した個人ごとの内訳書等を添付し確認することとされているが、これらが添付されていなかった。 (中標津高等養護学校、福島商業高等学校、紋別養護学校、深川西高等学校)</p>	<p>児童生徒引率用務に係る旅費の支給に当たっては、添付書類等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 航空機を利用する旅行において、旅費請求書には、その支払を証明するに足りる書類として、現に支払った旅客運賃に係る領収書及び航空機の搭乗券、航空会社が発行する搭乗証明書又は搭乗レシート等を添付することとされているが、搭乗券等を添付していないものや、宛名の記載のない領収書を添付しているものなどがあつた。 (宗谷総合振興局、オホーツク総合振興局、上川総合振興局、東京事務所、総務部、保健福祉部、建設部、経済部)</p>	<p>航空機を利用する旅費の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 航空機を利用する旅行において、旅費請求書には、その支払を証明するに足りる書類として、現に支払った旅客運賃に係る領収書及び航空機の搭乗券、航空会社が発行する搭乗証明書又は搭乗レシート等を添付することとされているが、搭乗券等を添付していないものがあつた。 (議会事務局)</p>	<p>航空機を利用する旅費の執行に当たっては、証明書類を十分に確認するなど、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(オ) 航空機を利用する旅行において、旅費請求書には、その支払を証明するに足りる書類として、現に支払った旅客運賃に係る領収書及び搭乗券、航空会社が発行する搭乗証明書又は搭乗レシート等を添付することとされているが、搭乗券等を添付していないものがあつた。 (森高等学校)</p>	<p>航空機を利用する旅行に係る旅費の支給に当たっては、添付書類等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(カ) 航空機を利用する旅行において、旅費請求書に領収書を添付できない場合には、理由書及び航空運賃が明示された請求書、納品書等を添付しなければならないが、航空運賃が明</p>	<p>航空機を利用する旅費の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>示された請求書、納品書等を添付していないものがあつた。(オホーツク総合振興局)</p>	
<p>ウ 需用費</p>	
<p>《指摘事項》 (ア) 物品購入代金の支出において、契約により支払の時期が明らかなときは、契約書に定めた時期までに支払わなければならないが、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、これらの期限を超えて支出しているものが、14件、257万8,513円あつた。 なお、前年度監査においても同様の事態があり、改善が図られていなかった。 また、このうち、物品購入契約の内容を明らかにした決定書を作成せずに契約し、事後に決定書を作成しているものが、1件、4,200円あつた。(宗谷総合振興局)</p>	<p>物品購入事務に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、事務の進捗状況の確認や決定書の事前作成の徹底など、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 物品購入の契約を行う場合には、その内容を明らかにした決定書を作成して支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約し、購入後に決定書を作成しているものが、22件、6万7,634円あつた。(根室振興局)</p>	<p>物品購入の契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、支出負担行為の内容を明らかにした決定書の事前作成を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 (ア) 物品購入の納品検査において、契約の相手方から納品の通知を受けたときは、契約担当者等が指定する検査員が納品検査を行うこととなっているが、検査員が配置されていない課へ納品された物品について、検査員に指定されていない職員が日常的に検査し、書類上は、指定された検査員が検査を行ったものとしていた。(オホーツク総合振興局)</p>	<p>物品購入の納品検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、監査以降の納品について、平成26年度中は、検査員が配置されていない課へ直接納品することはさせず、必ず企画総務課が窓口になり、指定された検査員が納品を確認しました。 平成27年度の検査員について、4月1日付けで指定した際、これまで検査員が配置されていなかった課の職員も含めて検査員を指定しました。</p>
<p>(イ) 物品の納入においては、契約事務担当職員以外の者を検査員に指定し、履行確認の検査を行わなければならないが、契約事務担当職員が検査を行っているものがあつた。(日高振興局)</p>	<p>物品の納品検査に当たっては、関係法令等を遵守し、関係職員へ周知徹底の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 少額工事の請負契約において、給付の完了確認のために検査員を指定する際は、特別の必要がある場合を除き、当該工事の監督員と検査員を兼ねさせてはならないが、これを兼ねさせているものがあつた。(静内農業高等学校)</p>	<p>少額工事の請負契約に係る検査員の指定に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>(イ) 物品の修繕において、定期検査を完了した車両を、履行確認のための検査前に自動車運行命令により使用させているものがあつた。 (旭川高等技術専門学院)</p>	<p>物品の修繕に係る履行確認のための検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>エ 委託料</p>	
<p>《指導事項》 (7) 準委任に属する委託契約については、受託者から提出された収支精算書を審査して委託料の額の確定をすることとされているが、北海道道徳教育推進校事業に係る委託契約において、契約期間外に発生した経費を含めて確定したため、委託料の支出が過大となっているものが、1件、1万260円あつた。 (十勝教育局)</p>	<p>委託料の額の確定に当たっては、収支精算書等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 産業廃棄物処理業務委託契約において、委託料は契約の相手方から適法な請求を受けた日から起算して30日以内に支払うこととされているが、その期限を超えて支出しているものが、1件、41万7,627円あつた。 (美唄尚栄高等学校)</p>	<p>産業廃棄物処理業務委託契約における委託料の支払に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 保守点検等委託契約において、委託料は契約の相手方から適法な請求を受けた日から起算して30日以内に支払うこととされているが、その期限を超えて支出しているものが、1件、10万4,196円あつた。 (胆振総合振興局)</p>	<p>委託料の支出に当たっては、支出事務を失念しないように担当職員へ指導するとともに、今後は、支払状況の確認のためのチェック表を作り、担当職員以外の者も支払状況を確認できる体制を整え、再発防止に努めます。</p>
<p>オ 使用料及び賃借料</p>	
<p>《指摘事項》 前渡資金による私費立替金の支払について、職員が私費立替払の際にやむを得ずクレジットカードを使用した場合は、クレジットカードの代金決済がされたことを確認した上で前渡資金により立替金を支払うこととなるが、これを確認せず、クレジットカードの代金決済前に前渡資金により立替金を支払っているものが、14件、5万7,560円あつた。 (釧路総合振興局)</p>	<p>前渡資金による私費立替金の支払については、関係法令等を遵守の上、適正な事務処理に努めます。 なお、前渡資金の支払については、緊急かつ予期しない支払に対応するため、あらかじめ資金前渡員に資金を交付し、現金を保管するようにしました。</p>
<p>《指導事項》 (7) 自動車の賃貸借契約に係る借上料の支出については、契約に基づき翌月30日までに当該月分を支払うこととなっているが、支出が遅延しているものが、2件、5万3,352円あつた。 (石狩振興局)</p>	<p>自動車の賃貸借契約に係る借上料の支出に当たっては、関係法令等を遵守し、契約書の約定内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 前渡資金による私費立替金の支払について、職員が私費立替払の際にやむを得ずクレジットカードを使用した場合は、クレジットカードの代金決済がされたことを確認した上で前渡資金により立替金を支払うこととなる</p>	<p>前渡資金による私費立替金の支払については、関係法令等を遵守の上、適正な事務処理に努めます。 なお、クレジットカードの代金決済が行われたことを確認しました。</p>

<p>が、これを確認せず、クレジットカードの代金決済前に前渡資金により立替金を支払っているものが、2件、1万2,430円あった。 (渡島総合振興局)</p>	
<p>(ウ) 物品の賃貸借契約において、その契約に基づく物品が納入されたときは、検査員が納入検査を行わなければならないが、在勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあった。 (十勝総合振興局)</p>	<p>物品の賃貸借契約に係る納品検査に当たっては、関係法令等を遵守し、あらかじめ指定された複数の検査員の中から、在庁する職員が検査を実施するよう徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>カ 負担金、補助及び交付金</p>	
<p>《指摘事項》 (7) 施設運営事業費補助金の執行において、補助事業者から実績報告書の提出を受けた場合は、原則として実績報告書を受領した日から20日以内に額の確定通知を行い、当該年度中に支出しなければならないが、これらの事務が遅延し、翌年度予算で支出しているものが、1件、827万2,508円あった。(保健福祉部)</p>	<p>補助金の執行等に当たっては、複数の職員で対応し、事務処理の迅速化を図り、年度を超えて補助金を支出することがないように、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 運営費補助金の執行において、補助金の額は、補助基準額、補助対象経費の実支出額、総事業費から診療収入額及び寄付金その他収入額を控除した額のいずれか低い額とされているが、その他収入額の一部を控除していない実績報告書により、補助金の額の確定を行ったことから、補助金を過大に交付しているものが、1件、20万1,000円あった。 (保健福祉部)</p>	<p>運営費補助金の執行に当たっては、補助事業者に対し、補助事業等実績報告書を提出させ、速やかに補助金の額の再確定を行うとともに、今後適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 高等学校生徒遠距離通学費等補助金において、交付の対象となる者は、総所得金額が教育長が定める基準額に満たない者などとされているが、交付申請の審査に当たり、総所得金額から社会保険料等を控除した金額と基準額を比較したことから、総所得金額が基準額を超えている者に対して交付決定しているものが、1件、10万4,000円あった。 (日高教育局)</p>	<p>高等学校生徒遠距離通学費等補助金の交付決定に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 児童扶養手当は、母子家庭など、ひとり親家庭の生活の安定と自立を促すことなどを目的とし、その支給において、1年分を年3回に分け、1回当たり4か月分をまとめて支給しているが、平成26年12月の支給について、支給手続きの漏れや誤った電算処理を行ったことから、手当の未支給が74名、682万9,490円、過払いが49名、254万7,530円あった。 上記事態の是正のため、未支給分については、平成26年12月24日までに全て支給し、また、過払分のうち、手当の受給資格を有し、次回も手当の支給を受けることとなる34名、77万9,650円については、次回の支給月に支</p>	<p>児童扶養手当の支給事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>給額の減額調整を行うこととし、手当の受給資格が無いなどの15名、176万7,880円については、返還を求めた。</p> <p>しかし、返還を求めている過払分のうち、平成27年2月の監査時点で返還未済となっているものが、4名、50万6,900円あった。</p> <p>(オホーツク総合振興局)</p>	
<p>(オ) 補助金の執行において、補助金が補助事業者からさらに間接補助金となって給付される場合には、間接補助事業者に対する支払を完了したときが補助事業の完了となるが、間接補助金の支払前に補助事業者から提出された実績報告書に基づき、補助金の額の確定を行っているものが、1件、1億3,838万5,000円あった。</p> <p>(環境生活部)</p>	<p>補助金の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、間接補助金の支払が完了したことを確認するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(カ) 子育て支援対策事業において、補助金が補助事業者からさらに間接補助金となって給付される場合には、間接補助事業者に対する支払を完了したときが補助事業の完了となるが、間接補助金の支払前に補助事業者から提出された実績報告書に基づき、補助金の額の確定を行っているものが、1件、203万4,000円あった。</p> <p>(根室振興局)</p>	<p>補助金の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、間接補助金の支払が完了したことを確認するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》</p> <p>(7) 補助金の交付決定に当たっては、必要な交付条件を付すこととされているが、補助事業の執行に重要な条項を補助指令書に記載していないものがあった。</p> <p>(胆振総合振興局)</p>	<p>補助金の交付決定に当たっては、関係法令等を遵守し、今後、補助指令書に必要な交付条件の記載について、関係職員に周知徹底を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 政務活動費の収支報告書及び領収書等の写しの提出があったときは、これらの確認を行うとともに、条例で定める経費の範囲に従い使用されているかについて調査等を行うこととされているが、提出された調査研究費等の領収書において、内容を十分に確認することなく、領収書に宛名等の記載がなく、領収書等添付票の余白にも宛名等を記入していない領収書等を有効なものとして受理しているものがあった。</p> <p>(議会事務局)</p>	<p>政務活動費の収支報告書及び領収書等の写しの提出があったときは、提出書類の記載内容が政務活動費の執行に係る留意事項に従って記載されているか、確認に努めます。</p> <p>また、領収書等の写しの提出に当たっての留意事項については、会派及び議員に対し、周知を図ります。</p>
<p>キ その他</p>	
<p>《指摘事項》</p> <p>(7) 報償費及び旅費の執行において、講演会の講師に対する謝金等の支出手続きを失念したため、平成25年度予算で支出すべきところを平成26年度予算で支出しているものが、1名分、20万1,120円あった。(深川西高等学校)</p>	<p>報償費及び旅費の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 需用費の執行において、代金の支払は、債権者のためでなければ、これを行うことがで</p>	<p>受領代理人に対する契約代金の支払に当たっては、委任状により当該受領代理</p>

<p>きず、代金を代理人が領収しようとする場合にあっては、委任状が必要であるが、代金の支払先として、債権者以外の口座を指定した請求について、委任状による受領権限の確認を行わずに支払っているものが、10件、20万8,805円あった。 (新得警察署)</p>	<p>人が正当な債権者であることを十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>																
<p>(ウ) 所得税等の源泉徴収が必要な報酬等の支払をする場合は、これを徴収し、国に納付しなければならないが、平成22年から平成26年の間にこれを行わなかったことから、延滞税及び不納付加算税を支払っているものが、3部局で9件、17万4,600円あった。</p> <table border="1" data-bbox="263 616 853 761"> <thead> <tr> <th>(部局名)</th> <th>(事項数)</th> <th>(金額)</th> <th>(未納期間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・経 済 部</td> <td>3件</td> <td>60,100円</td> <td>H26</td> </tr> <tr> <td>・建 設 部</td> <td>4件</td> <td>53,900円</td> <td>H22～H24</td> </tr> <tr> <td>・胆振総合振興局</td> <td>2件</td> <td>60,600円</td> <td>H23及びH26</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 部局において5万円以上の支出があるもの</p>	(部局名)	(事項数)	(金額)	(未納期間)	・経 済 部	3件	60,100円	H26	・建 設 部	4件	53,900円	H22～H24	・胆振総合振興局	2件	60,600円	H23及びH26	<p>所得税等の源泉徴収が必要な報酬等の支払に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
(部局名)	(事項数)	(金額)	(未納期間)														
・経 済 部	3件	60,100円	H26														
・建 設 部	4件	53,900円	H22～H24														
・胆振総合振興局	2件	60,600円	H23及びH26														
<p>《指導事項》 (7) 戦没者追悼式における報償物品である供花の代金については、資金前渡により私費立替払できる報償費として定められていないが、私費立替払を行った職員に前渡資金により立替金を支払っているものが、1件、1万円あった。 (空知総合振興局)</p>	<p>報償物品の支出及び前渡資金の支払に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>																
<p>(イ) 需用費及び役務費の執行において、代金の支出は、契約の相手方と書面により支払期限を約定したときは、その期限までに支払わなければならないが、支出が遅延しているものが、5件、8万172円あった。(日高振興局)</p>	<p>需用費及び役務費の支出に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類の管理を徹底するよう関係職員を指導の上、適正な事務処理に努めます。</p>																
<p>(ウ) 需用費の執行において、代金の支払は、債権者のためでなければ、これを行うことができず、代金を代理人が領収しようとする場合にあっては、委任状が必要であるが、営業を引き継いだ事業者から請求のあった旧事業者が納入した物品代金について、委任状による受領権限の確認を行わずに支払っているものが、1件、6,186円あった。(遠軽警察署)</p>	<p>受領代理人に対する契約代金の支払に当たっては、委任状により当該受領代理人が正当な債権者であることを十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>																
<p>(イ) 所得税等の源泉徴収が必要な報酬等の支払をする場合は、これを徴収し、国に納付しなければならないが、平成22年から平成25年の間にこれを行わなかったことから、延滞税及び不納付加算税を支払っているものが、2部局で11件、4万2,500円あった。</p> <table border="1" data-bbox="263 1848 853 1960"> <thead> <tr> <th>(部局名)</th> <th>(事項数)</th> <th>(金額)</th> <th>(未納期間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・総 務 部</td> <td>5件</td> <td>10,200円</td> <td>H22及びH25</td> </tr> <tr> <td>・漁業研修所</td> <td>6件</td> <td>32,300円</td> <td>H22～H25</td> </tr> </tbody> </table>	(部局名)	(事項数)	(金額)	(未納期間)	・総 務 部	5件	10,200円	H22及びH25	・漁業研修所	6件	32,300円	H22～H25	<p>所得税等の源泉徴収が必要な報酬等の支払に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>				
(部局名)	(事項数)	(金額)	(未納期間)														
・総 務 部	5件	10,200円	H22及びH25														
・漁業研修所	6件	32,300円	H22～H25														
<p>(オ) 所得税等の源泉徴収が必要な報酬等の支払をする場合は、これを徴収し、国に納付しなければならないが、平成22年から平成26年の</p>	<p>所得税等の源泉徴収が必要な報酬等の支払に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>																

<p>間にこれを行わなかったことから延滞税及び不納付加算税を支払っているものが、2部局で5件、1万3,900円あった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(部局名)</th> <th>(事項数)</th> <th>(金額)</th> <th>(未納期間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・近代美術館</td> <td>3件</td> <td>5,900円</td> <td>H22及びH24</td> </tr> <tr> <td>・帯広美術館</td> <td>2件</td> <td>8,000円</td> <td>H23及びH26</td> </tr> </tbody> </table>	(部局名)	(事項数)	(金額)	(未納期間)	・近代美術館	3件	5,900円	H22及びH24	・帯広美術館	2件	8,000円	H23及びH26	
(部局名)	(事項数)	(金額)	(未納期間)										
・近代美術館	3件	5,900円	H22及びH24										
・帯広美術館	2件	8,000円	H23及びH26										
<p>(4) 契約に係る事項</p>													
<p>ア 工事契約</p>													
<p>《指摘事項》 (7) 実習船の中間検査工事に係る予定価格の積算において、救命筏の膨張試験に伴い交換するガスボンベの数量を誤ったため、契約金額が割高となっているものが、1件、32万6,160円あった。 (渡島教育局)</p>	<p>工事に係る予定価格の積算に当たっては、関係法令等を遵守し、積算内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>												
<p>(4) 治山工事等の入札の執行において、予定価格調書の予定価格、最低制限価格及びそれらの入札書比較価格を誤って記載したことに気づかず入札を執行し、その後、予定価格調書を差し替えているものが、9件あった。 (上川総合振興局)</p>	<p>入札の執行に当たっては、予定価格調書を厳格に取り扱うとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>												
<p>《指導事項》 (7) 修繕工事において、契約担当者等は、1件の予定価格が100万円以上の契約を随意契約の方法により締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していないものがあった。 (室蘭高等技術専門学院)</p>	<p>修繕工事に係る予定価格調書の作成に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>												
<p>(4) 工事に係る電子入札の執行において、電子入札システムには、予定価格調書の予定価格及び最低制限価格の入札書比較価格を入力しなければならないが、最低制限価格について、予定価格調書の入札書比較価格と異なる価格を入力していた。 (石狩振興局)</p>	<p>工事に係る電子入札の執行に当たっては、電子入札システム操作を慎重かつ的確に行うとともに、入力した数値を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>												
<p>(4) 育林事業請負契約において、事業期間の延長を行っているが、契約保証金に係る保証契約期間の延長が行われていないものがあった。 (釧路総合振興局)</p>	<p>請負契約における事業期間の延長に当たっては、契約保証金の保証契約の内容を十分確認の上、保証契約期間に変更の必要が生じた場合は、請負業者に対し保証契約の期間を延長するよう指示し、適正な事務処理に努めます。</p>												
<p>イ 委託契約</p>													
<p>《指摘事項》 (7) 広域相談支援体制整備事業委託業務の執行において、業務が完了したときは、受託者は速やかに実績報告書等を提出し、委託者はその実績報告書等を審査の上、委託料の額を確定して受託者へ通知することとされている</p>	<p>委託料の額の確定に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類を十分確認するよう関係職員を指導の上、適正な事務処理に努めます。 なお、委託料の額の確定については、</p>												

<p>が、それらを行っていないものが、1件、651万2,000円あった。 (日高振興局)</p>	<p>決定を行い受託者へ通知しました。</p>
<p>(イ) 庁舎清掃業務委託契約において、競争入札は、消費税等抜き価格相当額で競争させ、予定価格及び最低制限価格の消費税等抜き価格相当額である入札書比較価格により落札者を決定しなければならないが、誤って消費税等相当額が含まれている予定価格及び最低制限価格により落札者を決定したため、契約金額が割高となっているものが、1件、32万8,320円あった。 (計量検定所)</p>	<p>委託業務の予定価格の積算及び最低制限価格の算定に当たっては、関係法令等を遵守し、積算内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 庁舎清掃業務委託契約に係る予定価格の積算において、建物外部の清掃回数を誤ったことなどから、契約金額が割高となっているものが、1件、12万9,585円あった。 また、平成27年度の当該契約も同様な事態となっており、契約金額が割高となっているものが、1件、12万7,136円あった。 (胆振総合振興局)</p>	<p>委託業務の予定価格の積算に当たっては、関係法令等を遵守し、積算内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(エ) 単価契約を含む業務委託契約において、一部の予定単価の積算に諸経費込みの技術者料金を用いているが、当該技術者料金を含めた額により諸経費を算定したことから予定単価が過大となり、契約単価が割高となったものがあったため、委託料を過大に支出しているものが、1件、5万9,658円あった。(総務部)</p>	<p>委託業務の予定価格の積算に当たっては、関係法令等を遵守し、積算内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(オ) 校舎の清掃業務委託契約において、最低制限価格の計算を誤りこれを高く設定したことから、落札者とすべき者を失格としたため、契約金額が割高となっているものが、1件、7万1,280円あった。 (胆振教育局)</p>	<p>庁舎等の清掃業務委託に係る最低制限価格の計算に当たっては、関係法令等を遵守し、計算内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(カ) 設計委託業務において、最低制限価格の算定を誤りこれを高く設定し、落札者とすべき者を失格としたため、契約金額が割高となっているものが、1件、5万8,320円あった。 (留萌振興局)</p>	<p>委託業務の最低制限価格の算定に当たっては、関係法令等を遵守し、積算内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(キ) 委託業務の契約において、委託料により取得した物件又は権利があるときは、当該委託業務の完了後、直ちに道に移転することとされているが、これを行わせていないものが、5件、36万3,916円分あった。(保健福祉部)</p>	<p>委託業務の契約に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、事務処理行程を記載したチェックシートを活用した組織的なチェック体制を構築し、適正な事務処理に努めます。 なお、今後平成26年度契約における移転事務を進めるとともに、今年度においても、当該委託業務を締結していることから、委託業務終了後、物件の受け入れを実施するとともに、契約条項等の遵守について受託者を指導し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>(ク) 認知機能検査業務委託において、委託先は法令の規定により法人に限定されるが、個人を委託先として契約し、支出しているものが、1件、22万503円あった。(釧路方面本部)</p>	<p>認知機能検査業務委託に当たっては、関係法令等による契約要件を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ケ) コンクリート排水処理設備保守管理業務において、保守管理業者により集められた産業廃棄物である汚泥の処理については、排出事業者である教育局が、産業廃棄物収集運搬及び処分業者と、運搬と処分に係る業務について委託契約を締結しなければならないが、これらを行わず処理しているものが、1件、18万3,838円あった。(上川教育局)</p>	<p>コンクリート排水処理設備保守管理業務の委託契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(コ) 庁舎清掃業務等の委託契約において、最低制限価格の算定を誤りこれを低く設定したことから、失格とすべき者を落札者としていた。 〔江差高等看護学院、札幌高等技術専門学院、釧路高等技術専門学院〕</p>	<p>委託業務の最低制限価格の算定に当たっては、関係法令等を遵守し、積算内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ク) 庁舎警備業務委託契約において、契約保証金については、過去2年間に地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結した実績があるなどの場合には、その納付を免除することができることとされているが、当該免除要件に該当しない者の契約保証金の納付を免除しているものが、1件、100万9,584円相当あった。(紋別高等看護学院)</p>	<p>契約保証金の納付の免除に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 (7) 委託業務に係る競争入札の執行において、業務の内容が工事に係る設計、測量及び地質調査等の委託契約に該当する場合は、関係部長等が定める基準に基づき、最低制限価格を設定するものとされているが、これに該当しない契約について、その基準により最低制限価格を設定していた。 〔オホーツク総合振興局、留萌振興局、日高振興局、上川総合振興局、十勝総合振興局、空知総合振興局〕</p>	<p>委託業務に係る競争入札の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、最低制限価格を設定する契約に該当するか十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 業務委託契約において、契約を締結しようとするときは、契約締結前に契約保証金を納めさせなければならないが、相手方から契約保証金が納付される前に契約を締結しているものがあった。(保健福祉部)</p>	<p>契約保証金を徴して契約を締結するときは、納付を確認した上で契約締結を行うよう、他の委託事業も含め、取扱いを徹底します。</p>
<p>(ウ) 庁舎清掃委託業務に係る予定価格調書の作成において、入札書比較価格や最低制限価格を誤って記載しているものがあった。(胆振総合振興局)</p>	<p>契約事務に当たっては、関係法令等に基づき適切に行うよう、改めて関係職員に対し周知徹底を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>ウ その他の契約</p>	

<p>《指摘事項》</p> <p>(7) 購入決定を行った定期刊行物について、長期間納品されていないにもかかわらず、その代金を支出しているものがあつた。 (室蘭聾学校)</p>	<p>定期刊行物の支払に当たっては、納品確認を適切に行い、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 診療用医薬品の物品売買単価契約に係る一般競争入札の執行において、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならないが、これを行わず再度入札により落札者を決定していた。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>競争入札の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》</p> <p>(7) 物品の再リースに係る賃貸借契約において、代表者印の押印のない見積書が提出されたときは、無効としなければならないが、これを有効なものとして契約を締結しているものがあつた。 (議会事務局)</p>	<p>賃貸借契約において見積書を徴する場合は、内容を十分に確認するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 医薬品購入の単価契約に係る一般競争入札の執行において、契約の相手方は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者とする事とされているが、落札者決定後、契約の締結に当たって、本来契約すべき者以外と契約を締結し支出しているものが、1件、1万8,834円あつた。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>医薬品購入に係る単価契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、落札者及び落札金額を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 貨物兼乗用自動車の賃貸借契約に係る予定価格の積算において、車両減価償却費の積算を誤ったことから、積算金額が過大となっているものが、1件、33万2,700円あつた。 (総務部)</p>	<p>賃貸借契約に係る予定価格の積算に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な積算に努めます。</p>
<p>(1) 委託契約等において、契約書には、契約の相手方が暴力団関係事業者等に該当するときは、道は契約を解除することができる旨を記載するものとされているが、これを記載していないものがあつた。 (日高振興局、十勝総合振興局、消防学校、渡島総合振興局、空知総合振興局、建設部)</p>	<p>委託契約等の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類を十分確認するよう関係職員を指導の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 委託契約において、契約書には、契約の相手方が暴力団関係事業者等に該当するときは、道は契約を解除することができる旨を記載するものとされているが、これを記載していないものがあつた。 (選挙管理委員会事務局)</p>	<p>委託契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類を十分確認するよう関係職員を指導の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 委託契約に係る公募型プロポーザル方式の公告において、暴力団関係事業者等でないことを参加資格要件の一つとして定めている</p>	<p>委託契約に係る公募型プロポーザル方式の参加資格要件の審査に当たっては、関係法令等を遵守し、資格要件を証する</p>

<p>が、暴力団関係事業者等でないことを誓約した書面を徴するなど参加資格要件に該当することを確認しないまま、資格審査を行っているものがあつた。 (環境生活部)</p>	<p>ために必要な書類を徴するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(キ) 電話主装置バッテリー取替工事において、取り外された産業廃棄物であるバッテリーの処理については、排出事業者である道が、産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者と、運搬と処分に係る業務について委託契約をしなければならないが、これらを行わず処理しているものがあつた。 (向陽学院)</p>	<p>産業廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物収集運搬事業者及び処分業者と委託契約を行い、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ク) 物品の購入において、契約担当者等は、1件の予定価格が100万円以上の契約を随意契約の方法により締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していないものがあつた。(総務部)</p>	<p>物品の購入に係る予定価格調書の作成に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ケ) 役務費の執行において、1件の予定価格が100万円を超える随意契約をする場合は、参加者の指名選考等について、入札参加者指名選考委員会で審議しなければならないが、これを行っていなかった。 (札幌高等技術専門学院)</p>	<p>役務費の執行に係る随意契約をする場合に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(5) 財産に係る事項</p>	
<p>ア 公有財産</p>	
<p>《指導事項》 (7) 教育財産の使用許可に係る加算料金の徴収において、清掃料の加算料金の算定を誤ったことから、過少となっているものが、3件、2万7,309円あつた。 (近代美術館)</p>	<p>教育財産の使用許可に係る加算料金の算定に当たっては、関係書類を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 道営住宅等の指定管理業務においては、指定管理者から四半期業務報告書を提出させ、当該四半期ごとに指定管理者が行う業務に対する評価の基準に基づき審査し、及び実地について調査し、履行の状況を確認することとされているが、第1四半期分については実地について調査を行っておらず、第2四半期及び第3四半期分については当該報告書を受け取っておらず、さらに、審査及び調査も行っていないものがあつた。 (後志総合振興局)</p>	<p>指定管理業務の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、協定書に基づき指定管理者が行う業務に対する審査及び実地について調査し、履行の状況を確認するなど、適正な事務処理に努めます。 なお、四半期業務報告書については、速やかに指定管理者から提出を受け、指定管理者が行う業務に対する審査及び実地について調査し、履行の状況を確認しました。</p>
<p>(ウ) 道が所有する土地、建物等を借り受けている団体が、当該物件を転貸する場合は、道の承認を受けることとされているが、物件の一部を転貸しているにもかかわらず、当該団体に対し、承認を受けさせていなかった。 (保健福祉部)</p>	<p>道有財産における貸付契約に当たっては、あらゆる機会を通して承認を得ずに転貸している物件がないことを確認するとともに、契約条項等の遵守について受託者を指導し、適正な事務処理に努めます。</p>

イ 物品																																									
<p>《指摘事項》</p> <p>(7) 生徒の実習により物品の生産があった場合は、その旨を報告し、現品を確認の上、生産品受入（処分）決定書により受入れ及び処分の方法等を決定し、それらの生産品を売り払おうとする場合は、物品売払決定書により売払いを決定しなければならないが、これら一連の手続きを行わずに売り払っているものが、17件、224万2,088円あった。 (富良野緑峰高等学校)</p>	<p>生徒の実習による物品の生産及び売払いに当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>																																								
<p>(4) 物品の管理において、道は原子力災害対策指針等に基づき、緊急時における道内の環境放射線及び放射性物質に関する迅速な状況把握や住民等への情報提供を行うため、環境放射線モニタリング設備・機器等に係る物品を関係町村へ引き渡しているが、当該物品の引渡しについて、寄託、貸付等のいずれの措置によるものかを明確にしておらず、それらに必要ないずれの手続きも行っていなかった。 (原子力環境センター)</p>	<p>物品の管理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な管理に努めます。</p>																																								
<p>《指導事項》</p> <p>(7) 公用車の保守管理において、運行管理者は、法令等を遵守して定期点検整備を実施しなければならないが、これを実施していない公用車が、9部局、87台あった。</p> <table border="1" data-bbox="268 1182 855 1536"> <thead> <tr> <th>(部局名)</th> <th>(種別等)</th> <th>(台数)</th> <th>(回数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 消防学校</td> <td>自家用特殊用途自動車</td> <td>7台</td> <td>69回</td> </tr> <tr> <td>・ 空知総合振興局</td> <td>自家用貨物自動車他</td> <td>5台</td> <td>15回</td> </tr> <tr> <td>・ 胆振総合振興局</td> <td>自家用貨物自動車他</td> <td>7台</td> <td>21回</td> </tr> <tr> <td>・ 檜山振興局</td> <td>自家用貨物自動車他</td> <td>7台</td> <td>18回</td> </tr> <tr> <td>・ 上川総合振興局</td> <td>自家用貨物自動車他</td> <td>4台</td> <td>18回</td> </tr> <tr> <td>・ 留萌振興局</td> <td>自家用貨物自動車他</td> <td>2台</td> <td>8回</td> </tr> <tr> <td>・ オホーツク総合振興局</td> <td>自家用貨物自動車他</td> <td>12台</td> <td>44回</td> </tr> <tr> <td>・ 十勝総合振興局</td> <td>自家用貨物自動車他</td> <td>22台</td> <td>86回</td> </tr> <tr> <td>・ 釧路総合振興局</td> <td>自家用特殊用途自動車他</td> <td>21台</td> <td>80回</td> </tr> </tbody> </table>	(部局名)	(種別等)	(台数)	(回数)	・ 消防学校	自家用特殊用途自動車	7台	69回	・ 空知総合振興局	自家用貨物自動車他	5台	15回	・ 胆振総合振興局	自家用貨物自動車他	7台	21回	・ 檜山振興局	自家用貨物自動車他	7台	18回	・ 上川総合振興局	自家用貨物自動車他	4台	18回	・ 留萌振興局	自家用貨物自動車他	2台	8回	・ オホーツク総合振興局	自家用貨物自動車他	12台	44回	・ 十勝総合振興局	自家用貨物自動車他	22台	86回	・ 釧路総合振興局	自家用特殊用途自動車他	21台	80回	<p>公用車の保守管理に当たっては、関係法令等を遵守し、定期点検整備を失念することがないように十分確認の上、適正な保守管理に努めます。</p>
(部局名)	(種別等)	(台数)	(回数)																																						
・ 消防学校	自家用特殊用途自動車	7台	69回																																						
・ 空知総合振興局	自家用貨物自動車他	5台	15回																																						
・ 胆振総合振興局	自家用貨物自動車他	7台	21回																																						
・ 檜山振興局	自家用貨物自動車他	7台	18回																																						
・ 上川総合振興局	自家用貨物自動車他	4台	18回																																						
・ 留萌振興局	自家用貨物自動車他	2台	8回																																						
・ オホーツク総合振興局	自家用貨物自動車他	12台	44回																																						
・ 十勝総合振興局	自家用貨物自動車他	22台	86回																																						
・ 釧路総合振興局	自家用特殊用途自動車他	21台	80回																																						
<p>(4) 公用車の管理において、運転者は、運行終了後は自動車を点検し、管理等を行う職員は常に良好な状態で保管しなければならないが、運行終了後の点検等を適切に行っていないことから、損傷があった時点で報告がされておらず、発生日や発生原因等が不明な損傷により多額の修繕費用を支出しているものがあった。 (宗谷教育局)</p>	<p>公用車の管理に当たっては、運行前及び運行後の点検を徹底し、適切な管理に努めます。</p>																																								
<p>(4) 公用車の管理において、運転者は、運行終了後は自動車を点検し、管理等を行う職員は常に良好な状態で保管しなければならないが、損傷があった時点で報告がされておらず、別の自損事故に併せて事故報告及び修繕を行っているものがあった。 (総務部)</p>	<p>公用車の管理に当たっては、運行前及び運行後の点検を徹底し、適切な管理に努めます。</p>																																								

<p>(イ) 劇物の管理において、毒劇物等の管理責任者は、受払簿等に薬品の購入年月日、購入数量等を記入し、常に現在量を把握するとともに、月ごとに現在量と受払簿等の数量に不都合がないかなどについて点検、確認しなければならないが、平成23年7月に教育局から受け入れた薬品について、これらを行っておらず、平成26年5月に受け入れたものとして記入していた。 (羅臼高等学校)</p>	<p>劇物の管理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(オ) 劇物の管理においては、取扱責任者を設置し、受払簿等を備え付けて当該毒劇物等の使用内容を明らかにしておくこととされているが、施設の維持管理に使用する劇物について、これらを行っていなかった。 (羽幌警察署)</p>	<p>劇物の管理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(カ) 劇物の管理においては、取扱責任者を設置し、受払簿等を備え付けて当該毒劇物等の使用内容を明らかにしておくこととされているが、施設の維持管理に使用する劇物について、この受払簿を備え付けていなかった。 (計量検定所)</p>	<p>劇物の管理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(キ) 毒劇物等に該当する医薬品の処分において、物品不用決定書による不用の決定を行わずに廃棄処分しているものがあった。 (オホーツク総合振興局、十勝総合振興局)</p>	<p>毒劇物等の処分に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ク) 毒劇物等の処分において、物品不用決定書による不用の決定を行わずに廃棄処分していた。 (空知総合振興局)</p>	<p>毒劇物等の処分に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ケ) 劇薬の処分において、物品不用決定書による不用の決定を行っていなかった。 (胆振総合振興局)</p>	<p>劇物の処分に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(コ) 郵便切手類は、堅固な容器に保管するなど保管に留意し、払出しを受けた物品供用員又は物品使用者は受払簿等により受払いの記録を行うこととされているが、これらを行っていないものがあった。 (日高振興局)</p>	<p>郵便切手類の保管及び受払いの記録に当たっては、関係法令等を遵守し、関係職員に周知徹底の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(6) 工事（技術）に係る事項</p>	
<p>ア 設計</p>	
<p>《指導事項》 (7) 砂防工事において、冬期施工となる山腹法面部の植生工の設計に当たり、生芝を選定する場合は、施工完了時期が日平均気温0℃以上までの適期に施工することとされているが、適期以外の時期に施工したため、植生不良となるおそれがあり、施工時期等に適応した植生工法の選定が適切でなかった。</p>	<p>植生工法の設計に当たっては、現場条件及び施工時期を的確に把握し、施工適期以外に施工することのないよう、関係職員を指導し、適切な工法選定及び施工管理に努めます。</p>

	(オホーツク総合振興局)
<p>(イ) 道路改築工事において、切土法面を保護する法面用特殊ふとんかごの設計に当たり、中詰材料の規格を0mmから80mmの切込砂利としているが、特殊ふとんかごの網目は50mmであり、網目から中詰材料が流出する恐れがある場合は、流出防止の対策を講じる必要があるが、これをしていなかったため、設計金額が過少となっていた。(胆振総合振興局)</p>	<p>工事の設計に当たっては、道路事業設計要領等の設計基準を遵守して適切な設計を行うよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>イ 積算</p>	
<p>《指導事項》 (7) 河川改修工事において、ダンプトラックによる土砂運搬費の積算に当たり、運搬路が舗装道路等の場合には、運搬路区分を良好とする歩掛りで積算しなければならないが、誤って運搬路区分を普通とする歩掛りで積算したため、設計金額が過大となっていた。(釧路総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、現地状況及び積算内容を十分確認するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>(イ) 草地整備工事において、家畜保護施設等建築工事で使用する仮設敷鉄板の積算に当たり、敷鉄板の賃料は、日額賃料に供用日数を乗じて計上することとされているが、供用日数を乗じておらず、また、使用期間に応じて定められている日額賃料の適用を考慮せず積算したため、設計金額が過少となっていた。(留萌振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、積算内容に十分留意した積算となるよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>(ウ) 砂防工事において、砂防えん堤の土工の積算に当たり、埋戻土の全量を施工幅が1m以上4m未満の場合に適用する歩掛りで積算していたが、一部の施工幅は4m以上となっていることから、埋戻土の一部土量は、4m以上の場合に適用する歩掛りで積算すべきであり、設計金額が過大となっていた。 また、砂防えん堤の水替工の積算に当たり、仮締切を3箇所分割して段階的に行う場合は、ポンプ据付撤去を各締切ごとに1箇所ずつ計上すべきところ、全体で1箇所として積算していたため、設計金額が過少となっていた。(上川総合振興局)</p>	<p>歩掛りの適用が適切でなかったことについては、埋戻し工の積算において、一部区間で歩掛り上の施工幅区分により別途数量算出が必要であったものを、一連作業とみなして数量の分割をしなかったことや、ポンプ据付撤去箇所数についても、各締切箇所毎に計上するという歩掛り条件を見落としていたことが原因です。 今後の工事の積算に当たっては、現場状況及び歩掛り条件を十分に把握し、適正な積算となるよう関係職員を指導します。</p>
<p>(イ) 道路改良工事において、仮設道路を施工するに当たり、ストックヤードに保管してあるガードレール及び視線誘導標等を再使用する場合には、これらを支給材料として取扱い、支給材料費相当額を間接工事費の対象として積算しなければならないが、これを行ってなかったため、設計金額が過少となっていた。(十勝総合振興局)</p>	<p>工事の設計に当たっては、積算要領の適用に十分留意した積算となるよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>(オ) 河川改修工事において、河道の土砂を掘削</p>	<p>これまでも工事の積算に当たっては、</p>

<p>して築堤に流用する積算に当たり、掘削土砂が軟弱なため、土砂とセメントを混合して土壌改良により盛土として使用する設計変更をしているが、混合する機械までの小運搬経費を計上していなかったため、設計金額が過少となっていた。 (渡島総合振興局)</p>	<p>事前に現地調査を行い適切な積算に努めてきたところですが、機械の設置位置などを考慮した状況の把握が不十分だったことが本事項の発生原因です。 今後はより一層現地調査を充実させるとともに、施工方法を勘案し積算するよう関係職員を指導し、現地状況に則した的確な積算内容となるよう努めます。</p>
<p>(カ) 庁舎暖房設備工事において、温風暖房機の見積りにより策定するに当たり、類似品の見積価格から査定を行う場合は、査定に用いる類似品の見積価格は最低価格の見積書のものとするものとされているが、これ以外の見積書のものを用いて査定率を決定していた。 (警察本部)</p>	<p>庁舎等の営繕工事における積算においては、北海道建設部の営繕工事積算要領に基づき慎重かつ適正な取り扱いを図っているところですが、今後は公共工事における積算業務の重要性を認識すると共に、各種基準の確認を徹底し適正な積算に努めます。</p>
<p>ウ 施工</p>	
<p>《指導事項》 営農用水工事において、管路掘削溝の法肩部に仮置きスペース等を設置する場合は、掘削底部からの上載荷重影響線の外側に設置すべきところ、影響線より内側に掘削土砂を仮置きして掘削溝内で管路設置等の作業を行っており、安全管理が適切でなかった。 (宗谷総合振興局)</p>	<p>工事の施工に当たっては、現地状況を的確に把握し、関係法令等に基づき、安全管理を十分行うよう関係職員を指導し、適切な施工に努めます。 また、受注者に対しては、研修会等において安全管理の徹底を図るよう指導しました。</p>
<p>エ 事務処理</p>	
<p>《指導事項》 (7) 道路改良工事等において、道路等の掘削により3,000㎡以上の土地の形質を変更する場合は、着手する日の30日前までに、当該土地の形質を変更する場所や着手予定日等を都道府県知事に届け出なければならないが、これを行っていなかった。 (十勝総合振興局、釧路総合振興局、 渡島総合振興局)</p>	<p>工事の事務処理に当たっては、関係法令を遵守し、適切に届出を行うよう、関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 農道工事において、私有地を建設発生土の処分場所及びすき取り土の一時保管場所として使用する場合は、あらかじめ土地所有者と契約書を締結し、土地返還時には確認書を取り交わす必要があるが、これらを行っていなかった。 (十勝総合振興局)</p>	<p>建設発生土等の一時保管及び処分については、「建設発生土等のストックヤード及び処分ヤードの取扱い（農政部長通知）」等に基づき、必要な手続きを適切かつ確実に行うよう技術職員研修等の機会を利用するなどして、関係職員を指導し、適切な執行に努めます。</p>
<p>(ウ) 昇降機改善工事において、工事完成前に昇降機を部分使用させる場合には、使用目的に適合する品質等を確認する検査を行い、受注者から使用について承諾を得る手続きを行う必要があるが、これらを行わずに受注者の自主検査を終えたものから順次使用させていた。 (石狩振興局)</p>	<p>工事完成前の部分使用に当たっては、使用目的に適合する品質等を確認する検査を行うとともに、受注者から使用承諾を得る手続きを行ない、適切な事務処理に努めます。 なお、工事中の2基の昇降機については、品質等の確認検査を行い、受注者</p>

	から書面で承諾を得ました。
(イ) 道路改良工事において、設計変更で増工した雪崩予防柵を支給材としているが、工事契約書に必要な契約条項を追加することなく契約していた。また、支給材料の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、検査をしなければならないが、これを行っておらず、さらに、引渡し後も受領書を受け取っていないが、 (上川総合振興局)	変更設計書作成時に支給材に係る契約等の手続きが適切でなかったことについては、支給材に係る条件についての明確な明示がなかったため、必要な契約条項の追加が行われなかったことにより発生したものです。 今後、設計変更で支給品が生じるときは、変更設計図書に品名・数量・規格・引渡場所等を明確に明示するとともに、変更契約書において必要な契約条項を追加することとし、支給材の引渡等の手続きについては、適正に処理を行うよう関係所属に周知しました。
(ロ) 橋梁工事において、作業工程の見直しにより濁水処理施設の運転日数を変更する場合は、変更部分の工事着手前に設計変更の手続きを行わなければならないが、工事着手後に手続きを行っており、事務処理が適切でなかった。 (十勝総合振興局)	工事の設計変更に当たっては、現場状況を的確に把握した上で、軽微な設計変更も活用し、必要な時期に設計変更を行うよう関係職員を指導し、適切な事務処理に努めます。
(ハ) 営繕工事において、工事目的物の内容に変更が生じる場合には、変更部分の工事について、設計変更の内容を決定して受注者の承諾後に着手することとされているが、これ以前に着手しており、事務処理が適切でなかった。 (建設部)	工事の設計変更に当たっては、事務処理を適正に行うよう関係職員を指導するとともに、事務の迅速化に向けた検討を行い、適切な事務処理に努めます。
(ニ) 道営住宅新築工事において、住宅敷地に接続する市道の改良工事を行う場合には、道路管理者である市長の承認を受けなければならないが、これを行っておらず、事務処理が適切でなかった。 (建設部)	道路工事を行うに当たっては、道路管理者の承認を得るよう関係職員を指導し、適切な事務処理に努めます。
(7) その他	
ア 収入取扱員	
《指導事項》 (7) 収入取扱員に異動があったときは、前任者は、異動発令の日から10日以内に、引継書を作成し、その保管又は管理に係る帳簿等及び証拠書類を後任者に引き継がなければならないが、これを行っていないが、 (渡島総合振興局)	収入取扱員の事務引継に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。
(イ) 収入取扱員等は、現金領収証書の合計金額を訂正してはならないが、合計金額を誤って記載したため、正当金額に書き直し、その現金領収証書を納入義務者に交付しているものがあつた。 (日高振興局)	現金領収証書への記載に当たっては、関係法令等を遵守し、関係職員へ周知徹底、チェック体制の強化を行い、適正な事務処理に努めます。
イ 資金前渡員	

<p>《指摘事項》 前渡資金の精算について、資金前渡員は、当該年度における支払が完了し、前渡資金に使用残額があるときは、その資金を返納しなければならないが、平成25年度の予算に係る前渡資金の残額を返納することなく、平成26年度に当該資金を支払っているものが、2件、2万円あった。 また、資金前渡員は、交際費の支払を決定する場合、交際費・食糧費使用（予算執行）決定書により行わなければならないが、当該決定書が作成されていないにもかかわらず、前渡資金を支払っていた。 （釧路総合振興局）</p>	<p>前渡資金の執行に当たっては、チェックリスト等を活用し、返納漏れがないように複数の職員で確認を行います。 また、資金前渡により交際費を支払う場合に当たっては、必ず交際費・食糧費使用（予算執行）決定書を作成することとし、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>ウ その他</p>	
<p>《指導事項》 特定不妊治療費助成金請求調停事件において、調停に代わる決定があり、賠償金として、1件、15万円の支出があった。（保健福祉部）</p>	<p>補助金交付事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>5 公用車による交通事故等が発生しているもの</p>	
<p>(1) 公用車による交通事故</p>	
<p>《指摘事項》 賠償金及び修繕費用等が1件、100万円以上の支出があるもの ア 公用車による交通事故が発生し、賠償金及び修繕費用として、2部局で8件、434万3,994円の支出があった。 （部局名） （事項数） （金額） ・ 渡島総合振興局 5件 2,519,717円 ・ 日高振興局 3件 1,824,277円 注 賠償金及び修繕費用の合計には、当該部局における、1件、100万円以上の交通事故のほか、1件、10万円以上の交通事故に係る事項数及び金額を含む。</p>	<p>公用車による交通事故の対策については、交通事故等の防止を含む綱紀保持の通達などで注意を喚起するとともに、交通事故の発生状況を分析して、各職場に周知し、職場研修の実施に取り組んでいます。 特に、交通事故全体の約半数を占める自損事故については、総務部総務課長通知により、自損事故防止策の徹底を図るよう、各部、総合振興局及び振興局に通知したところです。 また、事故を起こした職員に対しても、その責任を明らかにし、厳正な処分を行うなど、強く反省を促し、交通事故防止について職場ぐるみでの取組を強化しています。 今後とも引き続き、あらゆる機会を通じて職員に注意を喚起するとともに、職員の交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故の防止について一層努めます。</p>
<p>イ 公用車による交通事故が発生し、賠償金及び修繕費用等として、94件、3,027万8,972円の支出があった。 また、全損により、2件、残存価額73万5,420</p>	<p>公用車の交通事故防止については、職員に対する教養や資料等の発出など、各種施策を講じ、その徹底を図っているところですが、今後一層の安全確認の徹底、</p>

<p>円の廃車があった。(警察本部)</p> <p>注1 警察本部については、本部のほか、各方面本部及び各警察署を含む。</p> <p>2 賠償金及び修繕費用等の合計には、当該部局における、1件、100万円以上の交通事故のほか、1件、10万円以上の交通事故に係る事項数及び金額を含む。</p> <p>3 全損により廃車した公用車については、残存価額を算定したものであり、支出を伴ったものではない。</p>	<p>運転技術の向上、事故防止意識の高揚を図り、事故の防止に努めます。</p>																																																			
<p>《指導事項》</p> <p>賠償金及び修繕費用等が1件、10万円以上の支出があるもの</p> <p>ア 公用車による交通事故が発生し、賠償金及び修繕費用等として、13部局で35件、1,015万9,512円の支出があった。</p> <p>また、全損により、2部局で2件、残存価額66万5,000円の廃車があった。</p> <p>(7) 賠償金及び修繕費用等の合計</p> <table border="1" data-bbox="263 869 869 1355"> <thead> <tr> <th>(部局名)</th> <th>(事項数)</th> <th>(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・経 済 部</td><td>1件</td><td>157,680円</td></tr> <tr><td>・空知総合振興局</td><td>2件</td><td>638,473円</td></tr> <tr><td>・石狩振興局</td><td>1件</td><td>116,072円</td></tr> <tr><td>・後志総合振興局</td><td>2件</td><td>211,220円</td></tr> <tr><td>・胆振総合振興局</td><td>3件</td><td>548,232円</td></tr> <tr><td>・上川総合振興局</td><td>2件</td><td>990,702円</td></tr> <tr><td>・留萌振興局</td><td>1件</td><td>561,168円</td></tr> <tr><td>・宗谷総合振興局</td><td>2件</td><td>652,310円</td></tr> <tr><td>・オホーツク総合振興局</td><td>7件</td><td>2,506,720円</td></tr> <tr><td>・十勝総合振興局</td><td>5件</td><td>806,798円</td></tr> <tr><td>・釧路総合振興局</td><td>7件</td><td>2,062,041円</td></tr> <tr><td>・根室振興局</td><td>1件</td><td>733,292円</td></tr> <tr><td>・原子力環境センター</td><td>1件</td><td>174,804円</td></tr> </tbody> </table> <p>(4) 全損により廃車した公用車の残存価額</p> <table border="1" data-bbox="263 1400 869 1496"> <thead> <tr> <th>(部局名)</th> <th>(事項数)</th> <th>(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・空知総合振興局</td><td>1件</td><td>210,000円</td></tr> <tr><td>・釧路総合振興局</td><td>1件</td><td>455,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>注 全損により廃車した公用車については、残存価額を算定したものであり、支出を伴ったものではない。</p>	(部局名)	(事項数)	(金額)	・経 済 部	1件	157,680円	・空知総合振興局	2件	638,473円	・石狩振興局	1件	116,072円	・後志総合振興局	2件	211,220円	・胆振総合振興局	3件	548,232円	・上川総合振興局	2件	990,702円	・留萌振興局	1件	561,168円	・宗谷総合振興局	2件	652,310円	・オホーツク総合振興局	7件	2,506,720円	・十勝総合振興局	5件	806,798円	・釧路総合振興局	7件	2,062,041円	・根室振興局	1件	733,292円	・原子力環境センター	1件	174,804円	(部局名)	(事項数)	(金額)	・空知総合振興局	1件	210,000円	・釧路総合振興局	1件	455,000円	<p>公用車による交通事故の対策については、交通事故等の防止を含む綱紀保持の通達などで注意を喚起するとともに、交通事故の発生状況を分析して、各職場に周知し、職場研修の実施に取り組んでいます。</p> <p>特に、交通事故全体の約半数を占める自損事故については、総務部総務課長通知により、自損事故防止策の徹底を図るよう、各部、総合振興局及び振興局に通知したところです。</p> <p>また、事故を起こした職員に対しても、その責任を明らかにし、厳正な処分を行うなど、強く反省を促し、交通事故防止について職場ぐるみでの取組を強化しています。</p> <p>今後とも引き続き、あらゆる機会を通じて職員に注意を喚起するとともに、職員の交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故の防止について一層努めます。</p>
(部局名)	(事項数)	(金額)																																																		
・経 済 部	1件	157,680円																																																		
・空知総合振興局	2件	638,473円																																																		
・石狩振興局	1件	116,072円																																																		
・後志総合振興局	2件	211,220円																																																		
・胆振総合振興局	3件	548,232円																																																		
・上川総合振興局	2件	990,702円																																																		
・留萌振興局	1件	561,168円																																																		
・宗谷総合振興局	2件	652,310円																																																		
・オホーツク総合振興局	7件	2,506,720円																																																		
・十勝総合振興局	5件	806,798円																																																		
・釧路総合振興局	7件	2,062,041円																																																		
・根室振興局	1件	733,292円																																																		
・原子力環境センター	1件	174,804円																																																		
(部局名)	(事項数)	(金額)																																																		
・空知総合振興局	1件	210,000円																																																		
・釧路総合振興局	1件	455,000円																																																		
<p>イ 公用車による交通事故が発生し、賠償金及び修繕費用として、3部局で4件、83万8,398円の支出があった。</p> <table border="1" data-bbox="263 1713 869 1854"> <thead> <tr> <th>(部局名)</th> <th>(事項数)</th> <th>(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・石狩教育局</td><td>2件</td><td>574,679円</td></tr> <tr><td>・オホーツク教育局</td><td>1件</td><td>102,259円</td></tr> <tr><td>・余市紅志高等学校</td><td>1件</td><td>161,460円</td></tr> </tbody> </table>	(部局名)	(事項数)	(金額)	・石狩教育局	2件	574,679円	・オホーツク教育局	1件	102,259円	・余市紅志高等学校	1件	161,460円	<p>公用車による交通事故防止の対策については、文書などで注意を喚起するとともに、交通事故の発生状況を分析して、各職場に周知し、職場研修の実施に取り組んでいます。</p> <p>今後とも引き続き、あらゆる機会を通じて職員に注意を喚起するとともに、職員の交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故の防止について一層努めます。</p>																																							
(部局名)	(事項数)	(金額)																																																		
・石狩教育局	2件	574,679円																																																		
・オホーツク教育局	1件	102,259円																																																		
・余市紅志高等学校	1件	161,460円																																																		
<p>(2) その他の事故等</p>																																																				
<p>《指摘事項》</p>																																																				

<p>ア 灯油漏洩事故が発生し、土壤復旧費用として、1件、7,635万9,990円の支出があった。 (日高振興局)</p>	<p>庁舎の管理に当たっては、目視点検の実施により状況把握を行い、再発防止に努めます。</p>
<p>イ 職務執行中に行政事故が発生し、賠償金等として、3件、180万4,493円の支出があった。 (警察本部)</p>	<p>職務執行中における行政事故防止に当たっては、職員に対する教養や資料等の発出など、各種施策を講じ、その徹底を図っているところですが、今後一層の事故防止意識の高揚を図り、事故の防止に努めます。</p>
<p>ウ 高等学校の農業実習において異常成分が混入した生乳を生産、出荷し、同一のタンクローリーで集荷した農業者の生乳に当該異常成分乳が混入したことから、賠償金として、1件、84万7,001円の支出があった。 また、学校が出荷した生乳を廃棄処分としたため、1件、10万7,093円相当の損害があった。 (釧路教育局)</p>	<p>生乳の生産に当たっては、設備の維持管理や各工程における衛生管理に係る安全対策を徹底し、事故の未然防止に努めます。</p>
<p>《指導事項》 ア 漁港道路の管理瑕疵により物損事故が発生し、賠償金として、1件、37万2,642円の支出があった。 (水産林務部)</p>	<p>漁港道路の管理瑕疵による事故の防止に当たっては、十分な点検による早期の状況把握及び対応を徹底し、事故の防止に努めます。</p>
<p>イ 施設の管理瑕疵により物損事故が発生し、賠償金として、1件、11万6,004円の支出があった。 (空知総合振興局)</p>	<p>施設の管理瑕疵による事故の防止に当たっては、十分な点検による早期の状況把握及び対応を徹底し、事故の防止に努めます。</p>
<p>ウ 施設の管理瑕疵により物損事故が発生し、賠償金として、1件、34万1,582円の支出があった。 (後志総合振興局)</p>	<p>施設の管理に当たっては、庁舎管理者による定期点検や日頃からの日常点検を徹底するとともに、施設に損傷があった場合は、速やかに安全対策を施すなど、適切な維持管理に努めます。</p>
<p>エ 施設の管理瑕疵により物損事故が発生し、賠償金として、1件、43万4,480円の支出があった。 (上川総合振興局)</p>	<p>施設の管理瑕疵による事故防止に当たっては、十分な点検による早期の状況把握及び対応を徹底し、事故の防止に努めます。</p>
<p>オ 施設の管理瑕疵により物損事故が発生し、賠償金として、4件、60万6,290円の支出があった。 (警察本部)</p>	<p>交通安全施設の管理瑕疵による事故防止に当たっては、天候や積雪状況などを踏まえた確実な点検を実施するとともに、早期の状況把握や予防措置を徹底し、事故の防止に努めます。</p>
<p>6 公有財産の損傷等が発生しているもの</p>	
<p>(1) 火災が発生し、復旧費用等を支出しているもの</p>	
<p>《指摘事項》 職員住宅で火災が発生し、復旧費用として、</p>	<p>火災事故防止に当たっては、職員に対</p>

<p>186万8,400円の支出があった。 また、駐在所で火災が発生し、公有財産台帳価格865万2,238円の建物を全焼し、解体費用として、257万4,366円の支出があった。 (警察本部)</p>	<p>する教養や資料等の発出など、各種施策を講じ、その徹底を図っているところですが、今後一層の防火意識の高揚を図り、事故の防止に努めます。</p>																											
<p>(2) 物品の損傷が発生し、修繕費用を支出しているもの</p>																												
<p>《指摘事項》 修繕費用が1件、5万円以上の支出があるもの</p> <p>ア 物品の損傷が発生し、修繕費用として、3件、47万1,613円の支出があった。 (十勝総合振興局)</p> <p>イ 物品の損傷が発生し、修繕費用として、1件、8万2,512円の支出があった。(教育庁)</p> <p>ウ 物品の損傷が発生し、修繕費用として、7部局で11件、92万456円の支出があった。 また、全損により、1部局で1件、残存価額2万5,421円の廃棄があった。 (ア) 修繕費用の合計</p> <table border="1" data-bbox="263 1041 845 1321"> <thead> <tr> <th>(部局名)</th> <th>(事項数)</th> <th>(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・警察本部</td> <td>3件</td> <td>143,316円</td> </tr> <tr> <td>・西警署</td> <td>2件</td> <td>112,968円</td> </tr> <tr> <td>・北警察署</td> <td>1件</td> <td>89,424円</td> </tr> <tr> <td>・苫小牧警察署</td> <td>1件</td> <td>87,912円</td> </tr> <tr> <td>・旭川中央警察署</td> <td>1件</td> <td>85,968円</td> </tr> <tr> <td>・留萌警察署</td> <td>2件</td> <td>95,731円</td> </tr> <tr> <td>・紋別警察署</td> <td>1件</td> <td>305,137円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 全損により廃棄した物品の残存価額</p> <table border="1" data-bbox="263 1355 845 1400"> <tbody> <tr> <td>・警察本部</td> <td>1件</td> <td>25,421円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 全損により廃棄した物品については、残存価額を算定したものであり、支出を伴ったものではない。</p>	(部局名)	(事項数)	(金額)	・警察本部	3件	143,316円	・西警署	2件	112,968円	・北警察署	1件	89,424円	・苫小牧警察署	1件	87,912円	・旭川中央警察署	1件	85,968円	・留萌警察署	2件	95,731円	・紋別警察署	1件	305,137円	・警察本部	1件	25,421円	<p>物品の管理及び使用に当たっては、損傷等が発生することがないように、職員に注意を喚起し、再発防止に努めます。</p> <p>物品の管理及び使用に当たっては、損傷等が発生することがないように、職員に注意を喚起し、再発防止に努めます。</p> <p>物品の管理及び使用に当たっては、損傷等が発生することがないように、職員に注意を喚起し、再発防止に努めます。</p>
(部局名)	(事項数)	(金額)																										
・警察本部	3件	143,316円																										
・西警署	2件	112,968円																										
・北警察署	1件	89,424円																										
・苫小牧警察署	1件	87,912円																										
・旭川中央警察署	1件	85,968円																										
・留萌警察署	2件	95,731円																										
・紋別警察署	1件	305,137円																										
・警察本部	1件	25,421円																										
<p>《指導事項》 修繕費用が1件、5万円未満の支出があるもの</p> <p>ア 物品の損傷が発生し、修繕費用として、1件、3万5,640円の支出があった。(経済部)</p> <p>イ 物品の損傷が発生し、修繕費用として、1件、1万8,270円の支出があった。 (オホーツク総合振興局)</p> <p>ウ 物品の損傷が発生し、修繕費用として、2部局で3件、7万2,835円の支出があった。</p> <table border="1" data-bbox="263 1960 845 2072"> <thead> <tr> <th>(部局名)</th> <th>(事項数)</th> <th>(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・豊平警察署</td> <td>2件</td> <td>28,080円</td> </tr> <tr> <td>・釧路警察署</td> <td>1件</td> <td>44,755円</td> </tr> </tbody> </table>	(部局名)	(事項数)	(金額)	・豊平警察署	2件	28,080円	・釧路警察署	1件	44,755円	<p>物品の管理及び使用に当たっては、損傷等が発生することがないように、職員に注意喚起し、再発防止に努めます。</p> <p>物品の管理及び使用に当たっては、損傷等が発生することがないように、職員に注意を喚起し、再発防止に努めます。</p> <p>物品の管理及び使用に当たっては、損傷等が発生することがないように、職員に注意を喚起し、再発防止に努めます。</p>																		
(部局名)	(事項数)	(金額)																										
・豊平警察署	2件	28,080円																										
・釧路警察署	1件	44,755円																										

<p>(3) 物品の亡失</p>	
<p>《指摘事項》 ア 工事発生材の亡失により、1件、28万円相当の損失があった。(胆振総合振興局)</p>	<p>工事発生材の管理に当たっては、物品管理事務取扱要領に基づき適切に行うよう、改めて関係職員に対し周知徹底を図り、適切な事務処理に努めます。</p> <p>なお、事故発覚後速やかに、建設行政課長より各出張所等に対して、適切な物品管理等の注意喚起について通知するとともに、出入りロゲート横から人が侵入できないよう、トラロープの設置を行いました。</p>
<p>イ 障がい当事者等の個人情報が入った外付けハードディスクの亡失があった。(保健福祉部)</p>	<p>外付けハードディスクなど外部記録媒体の管理については、情報セキュリティ対策基準などに基づき、鍵のかかる金庫への保管に加え、執務室から人がいなくなる際は必ず施錠することについて、課内全職員に対し、通知するとともに、職場研修によりこれらの内容の周知徹底を図ります。</p>
<p>ウ プリペイドカードの亡失により、1件、1,190円相当の損失があった。(総合政策部)</p>	<p>所属職員に対し、プリペイドカード等物品を携行し移動する場合は、常に手放さないなど紛失・盗難に遭わないよう厳重に管理するよう周知徹底し再発防止に努めます。</p>
<p>7 その他是正又は改善を求めたもの</p>	
<p>(1) 経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの</p>	
<p>《指摘事項》 北海道競馬の経営は、北海道競馬推進プランに基づいて、インターネット発売の拡大、日本中央競馬会との相互発売、ミニ場外発売所の全道展開などに努めた結果、収支差額が4億549万円となり、2年連続で、単年度収支の黒字化を達成したところであるが、累計の借入金金が242億4,375万円と依然として多額となっていることから、引き続き経営改善を図る必要がある。(農政部)</p>	<p>平成27年度は「北海道競馬推進プラン」に基づき、安定した収支構造の確立に向け、魅力ある番組づくりや首都圏等へのレース情報の提供等により、道外発売やインターネット発売の拡大を図るとともに、JRAとの相互発売の効果的な実施により徹底した収益確保に努めます。</p> <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①内回りコースの供用開始に伴う多様なレースの提供 ②重賞競走の新設 ③2歳馬戦を主体とした報償費の見直し ④全国スポーツ紙の首都圏への出稿などレース情報の積極的な発信 ⑤道内発売額の維持・向上を図るため競馬場や場外発売所でのPR活動を実施
<p>(2) 見積り単価査定率について検討を求めたもの</p>	

<p>《検討事項》</p> <p>交通管制センター改修工事において、機器類及び設置調整費の積算に当たり、見積りを徴し、これに一定の査定率を乗じて単価を策定していたが、その査定率の根拠が明確でなかった。</p> <p>警察本部が平成23年度に制定した設計単価の策定要領において、交通管制センター等の特殊な機器類等の見積書による単価策定については、見積工事費が最も安価となった見積事業者の単価に査定率90%を乗じた値を設計単価とすることとし、査定率はその後も根拠が明確でないまま使用されており、他の方面本部でも同様の事例が見られることから、類似工事の実勢取引事例を検証するなど、その根拠を明確にするよう検討を行う必要がある。(警察本部)</p>	<p>交通管制センターの特殊な機器類等の単価については、毎年度、単価策定要領を定め、実勢価格等を踏まえた査定率により単価策定し、その根拠を明確にします。</p>
<p>(3) 支給品の取扱いについて検討を求めたもの</p>	
<p>《検討事項》</p> <p>農業水利施設工事において、排水機場の老朽化に伴う機器更新に当たり、前年度に工場で作成し、その製作した工場で一時的に保管しているポンプ及びエンジン等を支給品として計上しているが、支給品の保管場所が積算上の輸送起算点と異なっており、この間の輸送方法や輸送費を誰が負担するかなどが明確になっていなかった。</p> <p>支給品の保管場所が積算上の輸送起算点と異なっている場合にあっては、この間の輸送に係る関係者間の役割分担を明確にするため、特記仕様書で施工条件を明示する必要があるが、農政部では、これに関する定めがないことから、取扱いについて検討する必要がある。(農政部)</p>	<p>支給品の保管場所が積算上の輸送起算点と異なっている場合の輸送に係る関係者間の役割分担を明確にする施工条件明示については、農政部事業調整課の指導のもと、取扱いを明確にして関係職員を指導し、適切な適用とするように努めます。</p>

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
<p>1 不適切な会計処理を行っていたもの</p>	
<p>《指摘事項》 物品購入代金等の支出について、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限までに支払を行っているものとするために、事実と異なる収受年月日を押印しているものが、38件、2,115万8,683円あった。 (江差病院)</p>	<p>物品購入代金等の支出については、事実と異なる収受年月日を押印しないよう、各業務担当者が請求書へ収受印を押印するのではなく、文書主任などの文書収受を担当する者が収受印を押印することとしたほか、支出事務の際には支払が遅延していないか十分確認するなど、適正な執行に努めます。 なお、事実と異なる収受年月日を押印していた38件について、請求書に記載の請求日から15日を支払い期日とした遅延期間による遅延利息を計算した結果、遅延利息が発生する3業者に対し、いずれも遅延利息の受領を放棄する旨確認しました。</p>
<p>2 経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの</p>	
<p>《指摘事項》 (1) 病院事業の経営については、当年度の純損失が2億2,282万165円となっており、累積欠損金が地方公営企業会計制度の改正により圧縮されたものの521億8,767万513円と依然として多額となるなど、極めて厳しい経営状況にあるため、引き続き経営の改善を図る必要がある。 (保健福祉部)</p>	<p>病院事業の経営につきましては、多額の累積欠損金を抱え、大変厳しい状況となっており、経営改善が喫緊の課題となっていることから、平成25年3月に、今後の5年間の道立病院の経営改善の指針となる「新・北海道病院事業改革プラン」を策定しました。 しかしながら、平成26年度については、消費税増税や診療報酬改定の影響を受け、前年度を上回る収益額を確保したものの、プランに掲げる目標の達成には至っていません。 こうしたことから、今年度、病院事業の収益確保を図るため、新たに医療連携専門員を配置し、地域の医療機関や福祉施設等との連携強化に努めるとともに、道外在住者の募集や民間人材紹介事業者の活用による医師・看護師確保の強化を図っていくこととしています。 さらに、医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる自律的な経営体制の構築を目指し、地方公営企業法の全部適用への移行を図るなど、より一層の経営改善に努めます。</p>
<p>(2) 工業用水道事業の経営については、当年度の純利益が1億2,637万8,778円と4年連続の黒字決算となったところであるが、累積欠損</p>	<p>工業用水道事業の経営については、4期連続で黒字を達成したものの、依然として未処理欠損金が多額であることか</p>

<p>金は157億3,660万130円となお多額となっているなど、厳しい経営状況にあるため、平成27年度からの新たな経営健全化計画の数値目標にある、経常収支比率の確保等に向けて、引き続き経営の改善を図る必要がある。 (企業局)</p>	<p>ら、更なる経営基盤の強化を図るため、平成27年3月に策定した「北海道工業用水道事業経営健全化計画」(H27～H31)に取り組んでいるところです。</p> <p>特に、石狩湾新港地域の需要の拡大に関しては、企業誘致部局などと連携し情報共有を図るとともに、配水管路沿線において工業用水の利用に関心のある企業に対して営業活動を実施しているほか、受水企業や関係機関等を対象とした施設見学会を開催するなど、契約水量の増加を図るための取組を強化しています。</p> <p>今後においても、外部有識者で構成する「経営評価委員会」における経営改善方策に係る意見等を踏まえつつ、需要の拡大、支出抑制策、未処理欠損金の低減などに取り組み、「経営健全化計画」の着実な達成に向けて、引き続き経営の改善に努めます。</p>
<p>3 法規性の視点から是正又は改善を求めたもの</p>	
<p>(1) 支出に係る事項</p>	
<p>ア 旅費</p>	
<p>《指導事項》 赴任旅費の支給において、水路50キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、1日当たりの定額の2分の1に相当する額としなければならないが、赴任の際扶養親族を移転しない場合の移転料に加算する離島地域の加算額は、定額の2分の1に相当する額としなければならないが、これらの調整を行わなかったことから、過払いとなっているものが、1件、1万4,600円あった。</p> <p>また、赴任に伴う旅行で自動車を使用する場合の車賃の額は、自動車を使用しない場合に支給することとなる鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の合計額を限度としなければならないが、これを超える額を支給したため、過払いとなっているものが、1件、4,476円あった。 (羽幌病院)</p>	<p>赴任旅費の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、過払分については、返納の処理をしました。</p>
<p>イ 需用費</p>	
<p>《指導事項》 コピー用紙購入の単価契約に係る見積合わせの執行において、予定価格を超えた額で契約したため、購入代金を過大に支出しているものが、1件、7,502円あった。 (企業局)</p>	<p>コピー用紙購入の単価契約に当たっては、関係法令等を遵守し適正な事務処理に努めます。</p>
<p>ウ 使用料及び賃借料</p>	
<p>《指導事項》</p>	

<p>使用料及び賃借料の支出において、消費税率改定に関する協議を適切に行わなかったことから、支出が遅延しているものが、10件、32万6,536円あった。 (企業局)</p>	<p>使用料及び賃借料の支出に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>エ その他</p>	
<p>《指導事項》 (7) 患者給食業務委託契約において、業者から毎月提出される請求書について、一日の給食数の計算の誤りや、月間の集計表への転記誤りにより、実際の給食数とは異なる請求となっているにもかかわらず、請求内容を十分確認することなく支出したことにより、本来支出すべき額より過大に支出しているものが、4件、8,823円、過少に支出しているものが、3件、4,083円あった。 (北見病院)</p>	<p>患者給食業務委託契約については、毎日の給食数の確認や月間の集計表の食数決定数の確認を病院側と業者側双方で行うなど再発防止を徹底し、請求内容を十分確認の上、支出するよう努めます。 なお、過大に支出した額8,823円と過少に支出した額4,083円の差額4,740円(業者に過払いとなっている額)については、平成27年3月分の委託料と相殺しました。</p>
<p>(4) 白衣等の洗濯業務において、検査員がクリーニングの履行確認の検査を行ったときは、クリーニング発注記録票の所定欄に、実際に検査を行った検査員がその結果を表示することとされているが、検査当日に在勤していない検査員が、検査を行ったとしているものがあった。 また、臨床検査業務において、検査報告書による報告を受けたときは、指定された検査員が報告内容の検査を行わなければならないが、検査員に指定されていない者が、検査を行っているものがあった。 (羽幌病院)</p>	<p>役務費の執行に係る履行確認検査に当たっては、関係法令等を遵守し、関係職員へ周知徹底の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(2) 契約に係る事項</p>	
<p>その他の契約</p>	
<p>《指摘事項》 ア 物品購入に係る見積合わせの執行において、押印のない見積書は無効としなければならないが、これを有効なものとして契約を締結しているものが、1件、112万950円あった。 (羽幌病院)</p>	<p>物品購入に係る見積合わせの執行に当たっては、関係法令等を遵守し、有効な見積書が提出されているか十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>イ 物品購入に係る見積合わせの執行において、記名のない見積書は無効としなければならないが、これを有効なものとして契約を締結しているものが、1件、33万480円あった。 (企業局)</p>	<p>物品購入に係る見積合せの執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>ウ 在宅人工呼吸器賃貸借に係る単価契約において、機器名を特定して契約を締結しているが、契約している機器とは異なる機器を同一品であるとして、新たに単価契約を締結することなく借り上げ、賃借料を支出しているものが、1件、31万5,000円あった。</p>	<p>契約している機器と異なる機器を借り上げる必要があるときは、機器の詳細を精査し、適切に賃貸借契約を締結します。 なお、当該契約における契約している機器とは異なる機器については、取扱いが当該契約の相手方のみとなっているこ</p>

(北見病院)	とから、当該契約の相手方と機器の追加について、変更契約を締結しました。								
<p>エ 液化石油ガスの供給を受ける場合については、見積書を徴し、単価契約書を作成するなどの事務処理を行わなければならないが、これらを行わずに供給を受けているものが、1件、19万4,788円あった。(江差病院)</p>	<p>液化石油ガスの供給契約に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、当該契約については、平成27年3月30日付けで契約書を交わしました。</p> <p>また、全ての契約について、点検を行い確認しました。</p>								
(3) 財産に係る事項									
物品									
<p>《指導事項》 公用車の保守管理において、運行管理者は、法令等を遵守して定期点検整備を実施しなければならないが、これを実施していない公用車があった。</p> <table border="0" data-bbox="236 869 845 936"> <tr> <td>(部局名)</td> <td>(種別等)</td> <td>(台数)</td> <td>(回数)</td> </tr> <tr> <td>・企業局</td> <td>自家用貨物自動車</td> <td>7台</td> <td>29回</td> </tr> </table>	(部局名)	(種別等)	(台数)	(回数)	・企業局	自家用貨物自動車	7台	29回	<p>公用車の保守管理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な保守管理に努めます。</p>
(部局名)	(種別等)	(台数)	(回数)						
・企業局	自家用貨物自動車	7台	29回						
4 公用車による交通事故等が発生しているもの									
公用車による交通事故									
<p>《指導事項》 賠償金及び修繕費用が1件、10万円以上の支出があるもの</p> <p>公用車による交通事故が発生し、修繕費用として、1件、11万9,210円の支出があった。(企業局)</p>	<p>公用車による交通事故防止に当たっては、職員に対し交通安全防止に努めるよう周知するとともに、職員の交通安全に対する意識の高揚を図り、交通安全の防止に努めます。</p>								